

死刑制度に関する 台湾調査報告書



2025（令和7）年9月10日～12日

京都弁護士会 死刑制度廃止検討委員会

2025年台湾調査報告書 目次

	ページ数
◆ 調査団名簿	1
◆ 視察スケジュール	2
◆ はじめに	3
◆ 調査報告	
◇ 國家人権委員会訪問	4
◇ 台北律師公會（台北弁護士会）訪問	15
◇ 法務部	29
◇ 死刑廃止連盟との交流会	37
◇ 東亜廢死論壇（東アジア死刑廃止フォーラム）参加	47
◇ 台湾訪問記（番外編）	59
◆ ゲスト調査団員からの特別寄稿	
◇ 成見暁子・九州弁護士会連合会 死刑制度廃止検討委員会委員/宮崎県弁護士会 会員	61
◇ 伊藤恵・京都新聞社	62
◆ 台湾視察を終えて	64

2025年台湾調査団名簿（敬称略）

京都弁護士会	調査団長	堀 和幸（ほり・かずゆき）
		安西 敦（あんざい・あつし）
		金杉美和（かなすぎ・みわ）
		辻 孝司（つじ・たかし）
		福島 至（ふくしま・いたる）
		堀 悠子（ほり・ゆうこ）
宮崎県弁護士会		成見暁子（なるみ・あきこ）
京都新聞社		伊藤 恵（いとう・けい）
日本語通訳		李 怡修（Li Yishou）
		黄 俐寧（Hwang Lining）
		洪 士軒（Hung Shih-Hsuan）

2025年台湾視察スケジュール

	午前	昼食	午後	夕食
9月10日(水)			16:45 監察院集合 17:00-18:30 国家 人権委員会	19:00 大三元酒樓
9月11日(木)	9:15 グリーン ワールド台北駅 ホテル集合 10:00-12:00 台北弁護士会 台北市中正區羅 斯福路一段7號 9樓	12:15 樂埔舊所（日本時 代刑務所官舎） 台北市大安區愛國 東路3號；捷運中 正紀念堂站3號出 口	14:30-15:30 法務部 臺北市中正區重慶 南路一段130號 16:30 死刑廃止連盟	18:30 懇親会 福華飯店 蓬萊 邨 参加者：20名 台北弁護士会、 京都弁護士会、 李怡修
9月12日(金)	<p>8:00 グリーンワールド 台北駅ホテル集合 死刑廃止連盟主催のシンポ（午後1時の部に辻弁護士が登壇） 場所：台湾大学霖澤館國際會議廳</p> <p>9:00-9:30 開会・集合写真</p> <p>9:30-11:30（120分） 法律討論：113年憲判8号以降の影響 説明：113年憲判8号以降、個別事件の司法救済に関する進展と課題、『死刑執行規則』等の改正問題、「死刑廃止国民投票」および政治的雰囲気は死刑廃止運動に与える影響について。</p> <p>11:30-13:00 昼食（会場周辺の展示・ブース）</p> <p>13:00-14:20（80分） 報告：台湾「監獄インタビュー計画」 説明：台湾における「監獄インタビュー計画」の結論報告。死刑囚および監獄処遇に関する議論、結論と具体的提言。</p> <p>14:20-14:30（10分） 休憩</p> <p>14:30-15:50（80分） 法律討論：待死現象（死を待つ現象）</p> <p>15:50-16:00（10分） 休憩</p> <p>16:00-17:10（70分） 講演：代替刑について</p> <p>17:10-17:20 閉会の辞：邱伊翎（アムネスティ・インターナショナル台湾支部 事務局長）</p> <p>17:20-17:30 集合写真</p>			

はじめに

調査団長 京都弁護士会死刑廃止検討委員会委員長 堀 和幸

第1 2019年の台湾調査について

- 1 台湾においては、1949年から1987年まで38年間、戒厳令が施行され、40年近く中国国民党の一党独裁体制が続き、20世紀末に至るまで、人口比と比較して死刑執行も多かった。
- 2 しかし、1979年の高雄事件をきっかけに、一党独裁体制は終結し、96年には中華民国の国民による総統選挙に移行し、2000年の総統選挙では民主進歩党の陳水扁が総統となり、法務部長（法相）や総統自身が死刑廃止に賛同し、2006年から2009年のまでは執行はない等、死刑廃止の気運が高まっていった。
- 3 2008年には中国国民党が総統選挙に勝利し、2010年以降執行も再開されたが、2016年総統選挙で民主進歩党の蔡英文が勝利し、2016年と18年に1件ずつ執行があったものの、2017年は0であった。
- 4 台湾では、2000年以降執行数は減少し、2002年以降は一桁となり、執行のなかった年も少なくないが、これは前記のような一党独裁体制の終焉、2000年の総統選挙での民主進歩党の勝利等、台湾の民主化が背景にあると考えられ、この点では、民主化の流れの中で、1998年の金大中大統領就任以降、死刑執行のない韓国と状況は似ている。又、死刑制度は維持しているものの執行数が一桁（2018年は除く）の日本とも類似している。
- 5 そこで、京都弁護士会の死刑制度廃止検討委員会では、台湾における死刑制度の現状及び将来について調査するため、2019年9月に台湾に行き、台北弁護士会や法務部等を訪問した。そして、そこでは、政府（法務部）が、「段階的に全面的に死刑廃止を目指す」という方向性を正式に明らかにし、又、廃止が実現するまでは再審中は原則として死刑を執行しないことを明言していること等を学び、死刑廃止については、日本は台湾のはるかに後方にいることを自覚させられたのであった。

第2 2019年の台湾調査後の状況

- 1 その後、2024年9月20日に、憲法裁判所が、死刑は条件付きで合憲であるとの判決（2024年憲判8号）を下したものの、その条件は、死刑の適用範囲や死刑判決の手続きについて、極めて厳格な条件であり、死刑廃止に反対する野党・国民党が「実質的な死刑廃止だ」と批判する程であった。そして、判決には法的拘束力があり、政府は2年以内に法令改正をしなければならず、台湾総統府も同日、判決を「尊重する」との報道官談話を発表したもので、台湾においては早晩死刑は（事実上）廃止されるのではないかと期待を抱かせる判決でもあった。
- 2 しかし、前記憲法裁判所判決の翌年の2025年1月に5年ぶりの執行があり（2020年に1件あったものの、21年から24年まではなかった）、死刑廃止へは未だに「迷走」状態にあるようにも見える。
- 3 そこで、台湾における死刑制度の現状及び将来について調査するため、再度、台湾を訪問することにしたものである。

以上

國家人権委員會訪問

訪問概要

訪問日：2025（令和7）年9月10日（水）

17：00～18：30 國家人権委員會訪問

訪問先対応：紀惠容（Chi Hui-jung 國家人権委員會副委員長）

高沸誠（Kao Yung-Cheng 國家人権委員會委員）

王榮璋（Chang Wang-Jung 國家人権委員會委員）

田秋堇（Tien Chiu-Chin 國家人権委員會委員）

葉大華（Yeh Ta-Hua 國家人権委員會委員）

鴻義章（Upay Radiw Knasaw 國家人権委員會委員）

鄒篠涵（Dr.Sophie Tsou 執行秘書・國家人権委員會）

周 木（Jeremie Beja 顧問・國際事務相談役）

邱秀蘭（Chiu Show-Lan 副執行秘書・國家人権委員會）

王耀慶（Wang Yao-Ching 組長・國家人権委員會）

劉芳如（Liu Fang-Ju 専門委員・國家人権委員會訪查作業組）

羅玉珊（Lo Yu-Shan 秘書・國家人権委員會訪查作業組）

訪問者：安西敦（京都）、金杉美和（京都）、辻孝司（京都）、堀和幸（京都）、

堀悠子（京都）、成見暁子（宮崎）、伊藤恵（京都新聞）

通 訳：黃俐寧、李怡修

報 告：金杉美和

※下線は女性

1 紀惠容・國家人権委員會副委員長からの挨拶

京都弁護士会及び宮崎県弁護士会からお越し頂いた皆さま、本日は誠にありがとうございます。私は台湾の國家人権機關の副委員長であります。皆さまにお目にかかれて誠に嬉しく思います。台湾の死刑廃止について働いていただいている皆さまと、日本でこの問題に関わっている皆さまと共に交流を行えることを、大変嬉しく思います。

少しだけ当委員會の説明をさせていただきます。台湾の國家人権委員會は、2020年8月1日に設立しました。委員會は、パリ原則に沿って独立した機關となっています。我々の職務に関しては、人権擁護企画や人権問題の評価及び訪問調査、教育、広報（普及）などや、これらの内容について様々な調査を行う機關としても活動しています。我々の人権に関するこのような仕事において、弁護士としていかに向き合うのか、様々な人たちにいかに向き合うのかの姿勢が重要となってきます。また、世界の死刑廃止に関して、段階的に死刑を廃止するに当たり、非常に重要な役割を担っています。

台湾では、昨年、憲法法廷において激しい議論が行われました。我々も一機関として議論に参加しました。イギリスで行われた会議においても参加しました。残念ながら、9月20日に言い渡された憲法法廷の判決【注：台湾の確定死刑囚全員である37名の死刑囚が、死刑は憲法違反であるとして、自らの確定終局判決につき憲法法廷に審査を求めた件の判決。2020年1月に施行された憲法訴訟法に基づき憲法法廷が設置され、2024年に憲法法廷で出された8件目の判決であるため、「2024年憲判8号」と呼ばれる。】は、理想的なものではなかったのですが、死刑の確定に関して高い法律的な規定が認められることになりました。死刑判定に関する非常に厳格で複雑な規定が設けられることとなります。これは非常に挑戦的な試みです。今後これらのことに関わることに意欲を感じています。

これからは、修復的司法についてお話しします。修復的正義の考え方では、死刑を廃止するという事は、正義を諦めるということではありません。被害者の家庭に寄り添いながら修復することを目的としています。このような被害者、被害が起きた事件に関しては、もう1人の（加害者の）死によって罰するべきではないと感じています。悲劇的な事件の解決に関しては、加害者に対しては非常に道徳的な罰を課すことによって実現できると感じています。そのために、人権的な尊厳などを維持するために、修復的正義、それら以外の正しい措置をもって、このような事件、被害に向き合うことが重要とされています。

これら更生的、修復的な司法、正義の実現に向けて第一線に立たれている皆さまは重要な役割を果たされています。死刑廃止に向けて段階的に推進することについて、日本、台湾相互の理解を進める場となることを願っています。

当委員会の委員に関して紹介させていただきます（略）。

2 堀和幸弁護士挨拶・参加者紹介（略）

3 国家人権委員会についての簡単な紹介（別紙スライド参照）

◆鄒委員より

台湾の国家人権委員会は、台湾の人権促進会など22の団体が集まりまして、設立準備を進め、2020年に設立できました。

人権委員会は、主にパリ原則に沿って、独立性に合致しております。

我々は委員長、副委員長の他8名の委員で構成されており、合計で3つの部署に分かれています。人権業務の研究に関する研究企画部、訪問調査作業部、教育交流部です。

今のところ、我々の職務に関しては、これらの内容、極刑、人権侵害に関する調査



を行う権限があります。その他、憲法改正、法律改正に関する提言を行う権利があります。政府による人権教育を監督するという職務も担っています。これらの職務に則って、死刑制度廃止のために活動しています。

台湾では、1987年に戒厳令が解除された後、絶対的死刑はなくなりましたが、相対的死刑が残っていました。注目していただきたいのは、相対的死刑に変わった後に、台湾で死刑を決定した後に無罪になった事件が5件あったということです。死刑制度廃止を推進していく中で、このような作業部会を設立し、適切な人員を選任して業務を行いました。この死刑廃止を推進する作業部会を設置した後、部会は多くの重要な作業を実施しました。先ほどお伝えしたように、関係機関として憲法法廷の口頭弁論に出廷したりしています。そこでは、国際人権基準に基づく国際的な水準での意見を述べました。死刑政策廃止研修の部会の活動に基づいて、憲法法廷において我々は死刑廃止の主張を行いました。2024年の憲法の判例は、死刑を廃止するものではありませんでしたが、最も厳格な手続に則った適正な手続の下での死刑判決が必要だと判断されました。

先ほど堀委員長からの話で、台湾で2025年1月に死刑が執行されたと話が出ましたが、これについては国家人権委員会として、公式サイトにも非常に遺憾であると我々の意見を載せています。今後も死刑廃止に関する話題に注目して、関連する意見を述べて行く予定です。また、これらの関連意見を第4次公約国家報告独立評価意見に盛り込む予定です。

◆高委員（死刑制度廃止担当）より補足

私は、人権委員会に参加する前は一弁護士として働いていました。私が弁護士として働いていたときも、死刑については非常に強い興味を持っていました。ですから委員就任の前後を通じて25年間はこの問題に関わっています。そのため、今年の憲法法廷については、私が国家人権委員会から代表として弁論に参加させていただきました。国家人権委員会及び段階的な死刑廃止に向けての様々な取り組みについては、私が中心となって行ってきました。先ほど我々から簡単な説明をさせていただきましたが、いくつか補足させていただきます。

我々の人権委員会は、パリ原則に則って独立した機関として関わっている訳ですが、台湾は国際社会において特殊な地位にありますので、我々が独自にパリ原則に則って設立する形を取りました。台湾は連合国の一員ではないため、様々な国と交流を持つことができません。そこで、自主的にパリ原則に則ることで、国際的制度に則って独立した機関として運営されているという形を取っています。ICCPR（市民的及び政治的権利に関する国際規約）第6条に則って、契約国として締結できる訳ではないのですが、台湾が自主的にそのような形を取ることで、契約国の1つとして振る舞っています。今年の憲法法廷の際も、様々な交流がある国からの提言などをいただいて、国際的な基準に則って弁論において意見を述べることとなりました。

台湾と日本は、国民の多数が死刑存置に賛成するという点が似ていると思います。台湾の昨年の憲法法廷の判決でも、死刑自体は合憲であるという結論となりました。ですので、昨年の判決については大変失望を感じているのですが、死刑判決は最も厳格な手続によるべき憲法上の要請に基づいて実施する必要があるとされました。ですから、今年1月の死刑執行については我々も非常に驚きと失望を隠せません。厳格な憲法の手続に則ってくださっていないのではないかとこの疑いも持っています。そのため、社会的にも民衆に向けて、非常に遺憾に感じるという声明を発出しております。

台湾で、2025年1月の以前に死刑が執行されたのが、2020年の死刑でした。2024年の憲法判例の後に、6年間死刑が執行されなければ、10年間死刑が執行されなかったことになり、事実上の死刑廃止国となるということも期待していたため、より失望が深かったということになります。これからまた新しい10年間が始まるわけですが、くじけず尽力していきたいと思います。

この死刑廃止については段階的に行う必要があると思っています。我々の重要な仕事の一つに、社会的にコミュニケーションする必要があると感じています。この中で、特に被害者、被害者家族の理解というものが重要になってきます。そのために、一つのプロジェクトとして、国家人権委員会では被害者、被害者家庭と対話をする機会を設けることになりました。これは今実行している最中です。

また、国際的な交流も続けています。フランス ECPM（国際 NGO・死刑廃止のための国政的な運動）などにも人員を派遣して、なるべく国際的な交流に関われるように努力しています。今年11月に日本の立正大学で行われる ECPM 主催の死刑廃止アジア地域会議にも参加予定です。

4 事前送付質問への回答

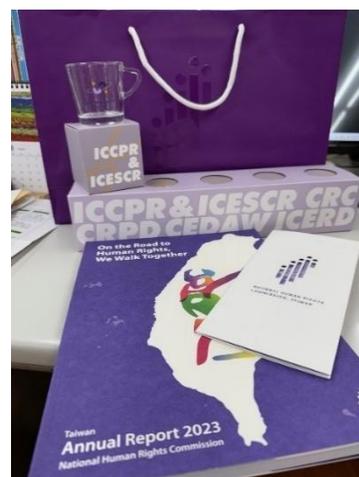
◆李通訳

事前に弁護士会からお送りした質問事項については、これまでの報告において既に回答されているものも多いため、回答されていないものに限って以下ご回答ください

1. 国家人権委員会について教えてください。
設立年、設立の理由・経緯、目的、政府における位置づけ、権限、業務内容など
2. 台湾で問題になっている人権課題を教えてください。

◆鄒委員より回答

今注目されている人権課題は、労働者問題、これは外国からの移民の労働者ですが、そういった問題や、身体障害者に関する課題もあります。拷問、人権侵害などの事件も CCPT（Convention against Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, Torture（拷問等禁止条約））に基づいて調査しています。



国家人権委員会でもいただいたお土産。
オリジナルのデミタスカップは5個入り。

また、もう一つのプロジェクトについては、台湾に外国から働きにきた外国人労働者の人権を守る考え方を広げるために、プロジェクトを開いたり、市民との対話をしています。今年は実は大幅に予算が削減されましたが、CIPDC（Civil and Political Rights, Covenant（自由権規約））などの国際人権に関連する規約、条約に基づいて行っています。

◆鴻委員（※台湾の先住民族である高砂族のご出身とのこと）より補足回答

その他に、台湾の先住民に関する課題があります。先住民の①言語、②健康、③土地の問題です。言語、健康については新たな法律が通過しました。土地関連はまだ通過していません。土地問題については、日本と違う法律が制定されているように思います。台湾では、土地、領域について先住民に貸与するという問題は、法的には認められていないと認識しています。

3. 国家人権委員会は、政府機関による人権侵害に対してはどのような対応をとることができますか。

4. 刑事司法制度にはどのように関与していますか。

◆高委員より回答

昨年の憲法法廷はそのとおりですが、その他に、憲法訴訟に関する法律の中に、国家人権委員会がどうやって参加するのか規定されています。憲法訴訟は、司法院と暗黙の了解があり、国家人権委員会はこの部分の専門なので、人権に関する問題があれば、必ず国家人権委員会を指定して、関係機関として口頭弁論に参加させることになっています。

他方で、一般の刑事事件になると、司法の独立性を害さないように、国家人権委員会はなるべく手を出さないようにしています。陳情があれば、人権に関する問題があれば、監察院【※政府機関や公務員の不正を調査し、勧告や懲戒を要請する権限をもつ独立機関】に送致します。えん罪などについては監察院の問題として審査されます。

5. 死刑制度にはどのように関与していますか。

6. 受刑者の人権についてはどのような関与をされますか。

◆高委員からの回答

拷問禁止に関する国際規約についての議論も最近進んでいます。議定書の内容をどうやって内国法化するのか、議論を進めています。また、貧しい受刑者についての対応についても、これは監察院に送致してですが、対応を進めています。

●辻弁護士より質問

個別の受刑者からの人権侵害の申告などは、国家人権委員会で扱っているか。

●高委員より回答

今のところは、監察院の元での仕事として、監獄と、行政司法と国政委員会で処理

されています。

以前に鴨志田祐美弁護士が視察に来られた際も、台湾のいわゆる五権分立（三権以外に独立した機関として、考試院及び監察院にも権限が与えられている状態）に驚いておられたことを思い出しましたが、国家人権委員会は、監察院には監察権の元でそういった問題につき強制的に調査を行う権限があるので、監察院の方に送致しました。監察院の権限としては、行政、公務員に対しては糾問できますので。

7.憲法訴訟への参加はどのような立場で、どのように参加されるのですか。

8.人権侵害の調査や救済はどのようにして行われますか。

9.人権教育、人権啓発活動としてはどのような活動をしていますか。

◆鄒委員より回答

現在、人権侵害に関する申告が500件くらい出ています。国家人権委員会では、それぞれの申告に関して、申告者に対して対応を行っています。まず1つは調査です。この後、回答を行います。もし他の機関が関与すべき場合は当該機関への送致をしています。内容があまりにもぼんやりしているものに関してはまた審査を行います。

1つ興味深い案件としては、CAの服装に関する調査を担いました。今まで女性のCAはスカート、ミニスカートという服装が定められていました。この調査を行った後、女性のCAが仕事のしやすさや安全面を考えて自由に自分で服装を選べるように、提言しました。現在女性のCAはズボンでもスカートでも、自由に服装を決められるようになっています（※実際に、報告者が搭乗した関空発台北桃李國際空港の便ではパンツスタイルの女性CAもいた）。台湾の民間航空会社もこの判定に同意を示しています。

人権教育に関しては、国家公務員機関、教育機関、警察などに対する教育を担っています。この3つに対して実施しています。内政省については、警察に関する人権とともに進めています。また、大学とともに青年人権プロジェクトを行っています。

10.政府からの独立性がどのように担保されていますか。

11.何名くらいのスタッフの体制で対応していますか。

12.実際にこの間何件の申立がありましたか。

13. その中で人権状況の改善がなされた申立の事例はありますか？

5 その他質疑応答

◆成見弁護士

国家人権委員会に関しては、様々な人権課題について司法より早く解決ができると言われていています。先ほどのCAの事案では申立をしてからどれくらいで解決されていたのか。受刑者の問題では、監察院に送致された後に、何か具体的な改善がされ

たのか、以上2点をお伺いしたい。

◆鄒委員より回答

CAに関しては、CAの組合など何名かとお話しした後、専門家に意見を聴取するといった過程がありましたので、概ね1年くらいで提言し、改善策が実行されました。

◆高委員より回答

監察院からは非常に多くのレポートがあり、1年間に1万5000~2万件に当たります。40%、ですから6000~7000件くらいは、刑務所などの管理者についての問題です。もちろんその中に、民事刑事それぞれに対する不服申立もあるのですが、受刑者からの申立がほしい3000件です。その他に、刑務所の中で刑務官当の誰かから不合理な対応を受けたという案件が3000件くらいあります。これは必ずしも虐待を受けたとか、身体に行われたという問題ばかりではありません。一番メインの内容は、仮出所の条件が厳しい、自分は非常に良い服役態度なのに何故仮出所の判定が下されないのかといった申立が非常に多いです。ですので、虐待などに限らず身体上の問題があったという件は1年間に数百件、刑務官などから不合理な対応があったという訴えがあります。

ただ、監察院が長年にわたって行ってきた施策により、監視カメラがかなり多く内部に設置されているのが事実です。そのため事実上、実際に虐待を受けるという案件は非常に少なくなっています。ただ、全くゼロではないです。毎年、3つくらい、監獄内での医療状態が良くないということもあるのですが、受刑者の健康、身体に関する問題が上がってきています。そういった報告があれば、どこの監獄で誰の管理下にいる受刑者なのかを特定します。特定した後に提言も行い、提言した後にアドバイスを基に改善するという流れになっていますので、虐待対応については非常に少なくなっています。

◆安西弁護士

被害者家族と対話するプロジェクトについて具体的に教えてください。

◆鄒委員

今、動画を使って対話を開始しています。連絡をした後、5名の死刑執行者の被害者側の家族と連絡を取ることができました。我々委員は、それぞれの対話に全て参加しています。対話を行った結果、被害者家族が、加害者が死刑を執行されたかどうかによって慰められたかということ、実はそうではないという事実もわかっています。被害者家族が一番求めるのが正義の実行です。また、精神面で非常に多くのサポートが必要です。中には少しですが、経済面でのサポートが必要だと言っている家族もいました。これらの結果につき報告するときには、対話の際の動画も合わせて公表したいと思っています。これによって、民衆もより深い理解を得られるのではないかと期待しています。

◆田委員より日本側に質問

日本では、国会で1994年に死刑廃止議員連盟が設立された際には100人を数えたが、2022年には30名にまで減少したと聞いています。台湾では、国民の8割近くが死刑廃止に反対していながら昨年の憲法判例が言い渡されたのは、国会議員が死刑廃止に意見を述べたというのが非常に大きかったと思われ、国民の多数が反対する中でも死刑廃止に向かうためには国会議員の動きも重要だと思うのですが、日本でここまで議連が減少（退潮）したのはなぜでしょうか。

◆辻弁護士より回答

正確なお話ができるか分かりませんが、日本では、1980年代に死刑再審4事件と言われる死刑囚の再審無罪が相次ぎ、死刑に対して慎重な機運が高まりました。しかしその後、オウム真理教の大量殺人事件が起きるなど、犯罪に対して厳しい世論に変化しました。政治家は世論が動く選挙を気にして死刑廃止を強く言えないということがあるかと思います。現在では、死刑廃止議員連盟ではなく、死刑廃止について考える議員連盟という形で活動している状況です。

◆成見弁護士より補足

日本が国民の8割が死刑に賛成しているといいますが、政府の世論調査の質問が誘導的である問題もあって必ずしもそうとは言えず、状況が変われば廃止もあり得るとの回答が一定数あり、世論は拮抗に近いとも言えます。昨年5件目の死刑えん罪事件として、袴田事件の再審無罪判決が確定しました。残念ながらその後今年6月に死刑が執行されましたが、被害者遺族が「生きて償ってほしかった」と述べたことが報道されました。被害者遺族がステレオタイプに必ず「死刑を望む」わけではないことが理解されていけば、世論は変わると期待しています。

◆金杉弁護士より補足

1995年にオウム真理教の事件があった後、その被害者遺族なども含めて2000年頃には全国犯罪被害者の会が作られました。そして2004年に犯罪被害者等基本法が制定されましたが、これは議員立法でした。つまり、被害者遺族等のロビイングもあり、犯罪被害者を支援する議員の勢力が増えたということも、死刑廃止の議員連盟が減少した理由にあると思います。

6 結びの言葉

◆紀副委員長より

皆さま、大変有意義な意見交換をありがとうございました。我々は共通して、80%以上が死刑制度に支持しているという国です。チャレンジングな試みが続いていくと思いますが、本日の意見交換を活かして、今後も交流を続け、チャレンジしていきましょう。

7 記念品贈呈・写真撮影



8 所感

2019年9月の前回訪問時にはまだ設置されていなかった国家人権委員会（2020年8月1日設立）が、今回は訪問対象となった。

同じく前回訪問時にはまだ制定も施行もされていなかった国民法官制度（2020年8月公布、2023年1月1日施行）は、日本の裁判員制度を参考に作られており、そ

の意味では台湾が日本を追随していたともいえる。

しかし、国連から独立した国内人権機関を設立するよう繰り返し勧告を受けているにもかかわらず、いまだ設立の動きすらない日本の現状を考えると、完全に台湾に追い越された感を強く抱いた。

国家人権委員会の10名の委員のうち副委員長を含め6名の委員に参加していただき、活発かつ充実した意見交換を行うことができた。

(文責：金杉美和)

台湾の国家人権機関の設立

鴻義章 *Upay R. Kanasaw*²

要約

1987年、38年間に及ぶ戒厳令が解除され、1988年に李登輝総統が就任して以降、台湾は威権体制から自由民主制への移行を遂げた。2000年には陳水扁総統が就任日に「人権立国」の原則を宣言し、総統府に人権諮問委員会を設置した。蔡英文総統は2020年8月1日に台湾国家人権委員会を正式に創設し、その法制化過程は20年を要した。

国家人権委員会は「パリ原則」に基づき設置され。委員は人権分野で専門的研究または顕著な貢献を有する者、あるいは人権促進・保障に関わる NGO での実務経験と高い信望を有する者で構成される。委員は多様な民族的背景、学際的専門性、ジェンダー平等を有している。

また、国家人権委員会は「監察院国家人権委員会組織法」に基づき設置され、国家人権委員会の委員は法律上、同時に監察委員を兼ね、監察権（弾劾・糾弾・審計）を有する。その結果、人権に関する「事務」に対する事前防と、「個人」に対する事後的な弊害防止を担うことが可能であり、これは台湾モデルの国家人権委員会と位置づけられ、人権推進における優位性を示している。

国家人権委員会と監察院との関係については、さらに検討する価値がある。法制度の観点から見ると、審計部は監察院に属し、国家人権委員会も監察院内に設置されている。したがって、「組織構造」の観点から、審計部・国家人権委員会・監察院の三者の間には一定の連関関係が存在するといえる。

キーワード⁴：人権、パリ原則、国家人権機関、台湾国家人権委員会、監察院
国家人権委員会組織法

² 監察院監察委員/国家人権委員会委員。アミ族原住民。
総統府原住民族歴史正義および轉換期正義委員会学者専門委員（2016-2020年）。
総統府国策顧問（2001-2004年）。
慈濟大学公衆衛生学部研究科副教授（1996-2012年）。
学歴：東京大学医学系研究科保健学博士（放射線健康管理学専攻）。

台北律師公會（台北弁護士会）訪問

訪問概要

訪問日：2025（令和7）年9月11日（木）

10：00～12：00 台北弁護士会館訪問

18：30～21：00 台北弁護士会会員との懇親会

訪問先対応：徐頌雅（Hsu Sonya 台北弁護士会理事長）

陳奕廷（Chen I-Ting 監事・刑事程序委員會主任委員）

黃任顯（Huang Jen-Hsien 理事・刑事程序委員會委員）

黃傑（Huang Jie 國際事務委員會主任委員）

錢建榮（Chien Chien-Jung 元裁判官・刑事程序委員會顧問）

戴紹恩（Tai James 刑事程序委員會副主任委員）

薛煒育（Shue Wei-yu 刑事程序委員會委員）

褚瑩姍（Jhu Ying-shan 刑事程序委員會委員）

趙怡安（Jhao Yi-an 刑事程序委員會委員）

阮玉婷（Ruan Y-ting 犯罪被害人保護委員會委員）

訪問者：安西敦（京都）、金杉美和（京都）、辻孝司（京都）、福島至（京都）、堀和幸（京都）、堀悠子（京都）、成見暁子（宮崎）、伊藤恵（京都新聞）

通訳：洪士軒、李怡修

報告：金杉美和

※下線は女性

1 徐頌雅理事長挨拶

京都弁護士会の皆さま、台北弁護士会を代表いたしまして、皆さまへの歓迎の意を表しますとともに、お集まりの皆さまに深く感謝申し上げます。本日皆さまにお目にかかれたことを誠に光栄に思います。

台湾と日本は共に死刑制度を有しており、直面する困難は極めて類似しています。台湾では、2024年に憲法法院が死刑判決に関する判断を示し、死刑判決を下すに際して条件付き宣言をしました。死刑判決の確定には極めて厳格な制限がなされました。この判決についての評価はまだ様々ですが、今後の確定事件についての救済措置や、その帰趨にも大きな関心が寄せられ、死刑制度の存廃の問題も再び社会の関心事となっています。

日本の最高裁は、永山事件の判決において、死刑判決に際して考慮されるべき9つの判断基準を示しました。多角的な考慮要素は死刑判決に関して極めて慎重、緻密な判断

が求められることを示しており、台湾もこうした日本の刑事司法から重要な示唆を得ることができると考えています。

台北弁護士会は長年にわたり死刑問題に取り組んできました。2024年の憲法法廷での死刑判断に関して法的意見書を提出するなど、法的見地から死刑制度の廃絶に寄与することを目指してきました。

京都弁護士会とも継続的な交流を通じて日本の重要な経験を学ぶとともに、人権の核心的な価値である生命を扱う死刑制度の廃絶に向けて、ともに進んで行けることを願っています。

終わりに、京都からお越しの皆さまに重ねて感謝申し上げますとともに、今後の双方の協力関係が益々発展し、今後さらに司法制度の、そして文明の構築に向けてともに努力していけることを願っています。

2 堀和幸弁護士挨拶・双方出席者紹介（省略）

3 質問事項

第1 台北弁護士会への質問事項

①台北弁護士会では、死刑制度についてどのような議論がされてきましたか（されていますか）。

②台北弁護士会では、死刑制度についてどのような活動がされてきましたか（されていますか）。

◆黄任顯弁護士

台北弁護士会は昔から死刑制度について多くの活動をしています。先ほど理事長が紹介された本もその一つです。

台湾では、2015年以前から、死刑に関して激しい議論がありました。しかし、その議論をするための公的なプラットフォームが欠けていると我々は感じていました。その当時重要な刑事事件がいくつも司法院の大法官のもとに送られていたのですが、大法官は死刑制度について触れたくないという姿勢であり、死刑事件はほとんど破棄されました。

2015年に台北弁護士会は、死刑を支持する団体、そして死刑を廃止したい団体とともに、模擬憲法法廷をひらきました。実際の事件を題材に、憲法訴訟だったらどうなる、といったことを審議しました。その模擬裁判で裁判官を担当したのは、台湾で著名な学者や弁護士でした。その模擬裁判の題材は、実際に確定した死刑事件で、死刑囚自体は未決拘禁の状態でした。その当時、憲法訴訟法（※個別事件で憲法判断を問う事件につき、直接大法官の憲法判断を求めることができる制度。2018年12月に成立し、2020年に施行された。）



はまだなかったのですが、模擬裁判の中でアミカス制度（注：憲法訴訟法施行に伴い導入された制度で、法律問題について第三者が裁判所に情報や意見を提出することができる。）を導入して、海外の専門家も招聘し、法廷で死刑制度の存廃について議論しました。そのとき、3日間の口頭弁論を経て、判決結果が出ました。その結果は、私の感覚では台湾の民意にすごく近かったと思いますが、5対4で、条件付きで今の死刑制度は違憲という判決を下しました。専門家の意見など全ての資料を合わせて先ほどお渡しした本に記載しております。これは台湾で初めて死刑存廃について議論された専門的な本だと思います。

台北弁護士会は、2019年にもう一度模擬裁判を実施しました。その名前はアジア人権模擬裁判というものです。そのとき、招待した裁判官はマレーシア、シンガポール、台湾、韓国、日本などからで、日本からは明治大学の江島晶子教授と、もう一人大学教授【※名前は聞き取れず】が参加されました。そのアジア人権模擬裁判で扱った事件は、実際に死刑囚が35年も獄中に収監されていた事件です。模擬裁判で、申立人は32年間死を待つ状態ということで、ICCPR（市民的及び政治的権利に関する国際条約）と拷問に関する規約に基づき模擬裁判所に申し立てたのです。この判決についてはすごく複雑で、もし皆さん興味があれば夜の懇親会のときに資料を持ってきます。

去年、ご存じのとおり合憲判決が下されましたが、これは過去に台北弁護士が行ったこの2件の模擬裁判がすごく影響を与えたと思います。実際に台北弁護士会は口頭弁論でも意見を述べましたし、その中身も合憲判決に影響を与えたと思います。

- ③台湾の他の弁護士会は死刑制度についてどのような立場ですか（死刑を廃止すべきという立場ですか）
- ④個々の弁護士は死刑廃止についてどのような意見を持っておられますか。死刑を存置すべきという意見の弁護士も多いのでしょうか。

◆陳奕廷弁護士

まず、台湾の現状なんですけれども、民衆は死刑支持がやはり多数です。そして弁護士会又は弁護士は、これは個人的な意見として、支持と反対の意見は概ね半々だと思います。

こうした台湾の民衆の意見や、弁護士会の現状は、台湾の昨年憲法法廷の判決にも反映されていると思います。憲法裁判所から台北弁護士会にアミカスを求められた際、参加するかどうかについてかなり議論されました。憲法裁判所からの質問は2つあり、1つ目は死刑制度を廃止すべきか存置すべきか、そして2つめ存在すればどのような手続が必要なのか、というものでした。そのときは憲法裁判所のアミカスとしてどのような意見を出すべきかについて、台北

弁護士会において理事と監事の間ですごく議論になりました。最終的には憲法裁判所からの質問に正面から回答すべきという立場を定めました。しかしやはり台北弁護士会は台湾で最大の弁護士会で、会員数も8000人以上に上りますので、その中では様々な意見があり、まとめるのが困難でした。結論として、先ほどの2つの質問のうち1つ目には回答せず、死刑制度を存置する場合にはどのような手続が必要なのかについてのみ回答しました。ですから最終的に、アミカスの意見書については1番目の死刑の存廃についてはあまり触れていません。しかしアミカス意見書を提出した他の団体は、ほとんど死刑の存否について力を入れていますので、あまり問題にはならないと思います。

先ほども申し上げましたが弁護士会の内部でも意見は様々ですが、刑事手続委員会の中では多数の弁護士が死刑廃止の立場を取っていますので、我々委員会としては、今後台北弁護士会内の意見の集約に努めていきたいと思っています。

◆**銭建榮元裁判官**【※現役裁判官時代から死刑制度に反対の意見を表明して死刑についての研究・発信を行っており、最高法院（最高裁判所）の裁判官を務めた後、昨年退官して弁護士となった。なお、台湾の最高法院は日本の3部各5名と異なり、民事8部・刑事12部の各5名、100名の最高裁判事が存在する。】

アミカスを出すに際しては、憲法裁判所の許可を取らなければなりません。その後憲法裁判所は、その団体に対するアミカスがどうかについても判断します。一言で言うと、憲法裁判所の許可があれば、アミカスとして意見書を出すことが可能です。

私は今回、個人としてアミカスに参加したいという申入書を憲法裁判所に提出しました。その当時、私は台湾の最高裁判所の裁判官でしたので、公務員個人がアミカスには参加できないということで、私の申し入れは棄却されました。当時の申立書の中に、死刑についてのこれまでの私の研究や意見について記載しましたが、個人としてはともかく、やはり裁判官としては何も語らない方がよいとの理由で却下されました。

私の死刑に対する研究については、著書に記載されています。先ほどお話のあった台北弁護士会主催の2回の模擬裁判の中で、模擬裁判の裁判官は実際の裁判官ではないため、私は模擬裁判の中で、4万字あまりの意見書も出しました。その意見書の中にも、なぜ死刑が廃止されるべきかという私の研究成果を書いています。アミカスという制度は、アミカスで出したものは大法官に対する参考意見に過ぎないと言われましたし、選ばれた鑑定人の意見書も大法官に対しては参考意見に過ぎないですが、台湾の憲法裁判所に、私がちゃんと模擬裁判で研究などをまとめた4万字あまりの意見書にも書いてあるということ、憲法裁判所に伝えたかったです。

憲法裁判所の判決ですが、最終的に提出されたアミカスの意見書は17に上

ります。この17の意見書のうち16は、死刑は憲法違反であるとか、条件付きの合憲意見書を出しました。残りの1つの意見書は、現在の死刑制度を支持する意見でしたが、これは野党の国民党が出した意見書です。アミカス意見書には憲法裁判所に対する拘束力はないですが、判決を見ると、台北弁護士会が出した「死刑判決を出す場合には厳格な手続を取らなければならない」との意見は、一定程度参考にされていると思います。

◆陳奕廷弁護士

アミカス意見書は、台北弁護士会しか出していません。他の単位会も、日弁連に相当する台湾の弁護士会連合会も、意見書を出すという話はありませんでした。

◆蒔焯育弁護士

17のアミカス意見書については、団体だけではなく台湾の教授や作家など個人の方も書いています。死刑廃止の立場の弁護士も積極的に意見書を出しました。私は去年の憲法法廷では、憲法違反を訴えた37人の確定死刑囚のうちの1人の死刑囚の代理人として活動しました。憲法裁判所において、様々な意見を取り入れることは可能だし、もっと意見を出すべきだったと思います。【※蒔焯弁護士は、本件の憲法法廷における代理人としての活動が評価され、今年の台北弁護士会の大会で公益弁護士として受賞されたとのことであった。】

⑤2024年9月20日の憲法裁判所判決（113年憲判8号【※2024年は中華民國歴113年のため、台湾ではこのように表記される】）はどのような判決だと理解されていますか。

⑥死刑廃止の立場に立つ弁護士として、113年憲判8号をどのように評価していますか。

⑦113年憲判8号の後、死刑求刑、死刑判決、死刑執行に変化はありましたか。

◆戴紹恩弁護士

台湾には今は國民法官法【注：2023年1月1日施行】がありまして、これは日本の裁判員制度を参考にして作った制度ですが、死刑になる可能性がある事件は國民法官制度で裁判されます。國民法官法の施行と死刑合憲判決を受けて、2つの影響があったと思います。一つは捜査段階で、取調べを含む全ての過程で必要的弁護となりました【※2024年憲判8号により、死刑事件では取調べには弁護人の立会が必要とされた。】。検察側は死刑求刑事件について慎重な姿勢を見せました。捜査検察官と公判検察官はセットになって、一緒に一つの死刑事件に対応します。もちろん物証も全面的に収集しますし、被疑者被告人の生い立ち、量刑に関する資料も全面的に調査します。被告人の前科前歴はもちろん、交通の違反の事件も、銀行などの信用状況、携帯電話なども全て

調査の対象となります。そして検察官は、被告人の責任能力、精神病の有無などについても捜査段階から調査します。検察官は起訴した後、初期の段階から3人の検察官がチームになって、鑑定について、他の状況について死刑に対応します。

我々弁護士も、法テラス【※日本の法テラスとは違い、法務部（法務省）ではなく司法院（裁判所）の予算となる。】と協力して、台湾では弁護人の人数の上限は3人なので、なるべく3人の弁護士を、また対等原則もあるので検察官に対抗して4番目、5番目の弁護士も用意します。弁護士は法廷で、裁判官に量刑に関する調査を請求します。鑑定についてもなるべく請求し、実施されるようにしています。弁護士は法廷で、パウポを使って被告人の生い立ちやその後のような人生を歩んできたか、国民法官たちに説明します。合憲判決の手續に沿うように、裁判官や国民法官たちを説得できるようにしています。



合憲判決後、司法院の立場からすると、台湾では死刑判決を下すには3人の裁判官の一致した決定と、国民法官6人のうち3人が死刑に同意しなければなりません。ただ、台北弁護士会では、このような判決の仕方でも足りないと考えています。そこで、台北弁護士会と司法院との協議において、台北弁護士会は、死刑をくだすためには国民法官も6人の全員一致でなければならないと主張しています。

そして他の活動については、我々弁護士会と法テラスとで、国民法官制度や死刑制度について、弁護士向けの教育訓練をしています。もっと多くの弁護士が死刑事件に加わってくれるよう、専門能力のある弁護士を育てたいと思います。

死刑の執行についてですが、合憲判決において、死刑囚の受刑能力についても言及されました。しかし、その判断基準についてどのように認定するか、認定が間違ったときどのように救済するかについて、今、台湾の法律には規定されていません。そのため司法院の法改正の議論に参加して、早くこの規定を設けたいと考えています。法改正の議論の際には、弁護士会は、受刑能力を判断するときには弁護士の立会が必要であるという意見を提出しました。また、もし受刑者が受刑能力ありと判断された場合には救済（不服申立）の手段を与えなければならないとの意見も提出しました。

これらの法改正については司法院の管轄なので【※台湾では、実体法は法務部（法務省）の主管となるが、手続法の主管は司法院（裁判所）であり、立法の素

案を作成提出できる。】、司法院が既に4回の諮問会議を開きました。ここには学者や弁護士会の弁護士、その他の専門家も加わっています。司法院内部にも刑事部がありまして、刑事部長も参加しますし、最高法院の裁判官も参加します。このように、我々弁護士会も会議を通じて意見を出したりしています。

死刑存廃については実体法、刑法も関わりますが、台湾では刑法についての管轄は法務部なので、国際人権規約について法務部の代表と協議したことがあります。法務部の代表も法改正に向けて動いていますが、残念なことに法務部内部の法改正手続には弁護士が招待されていないため、弁護士会の意見を反映させることはできません。

◆黄任顯弁護士より補足

私はそのとき全国弁護士連合会の代表として研究会議などにも参加しましたが、法務部は法改正について消極的な立場をとっています。ですから、法務部担当のところは順調に2年以内に法改正できるかどうか【注：2024年憲判8号では、死刑は厳格な手続の下で行われる限りは合憲だが、現行の台湾の制度では足りないとして、2年以内に必要な法整備をするよう義務付けた。】、私も疑問をもっています。もし2年以内に法改正ができなければ、今後裁判所は実務上、合憲判決を法律として判決をくだすこととなります。

◆錢元裁判官からも補足

私の感覚では、法務部は憲法判決に違反する常習犯でもあります。判決を出して7年8年も経って、期限を過ぎても法改正できていない例はいくつもあります。私の認識では、司法院はいつも大法院判決の期限についてちゃんと守って法改正していましたが、今回は死刑合憲判決自体の難しさもあり、本当に期限内に法改正できるのか心配しています。さらに、もし法改正の素案ができたとしても、現在の台湾の国会は不安定な情勢ですので、国会を通過できるか懸念があります。

⑧113年憲判8号は、政府や世論にどのような影響を与えましたか。

⑨113年憲判8号を受けて、何が今後の課題であると考えますか。また、台湾の死刑制度はどのようになっていくと思いますか。

⑩113年憲判8号を受けて、刑事弁護活動に変化はありますか。

⑪2025年1月16日の死刑執行についてどのように受け止めていますか。

◆陳奕廷弁護士

ご存じのとおり、合憲判決後の2025年1月16日に、死刑が執行されました。合憲判決に対し、法務部は消極的な態度を取りましたし、逆に積極的に死刑執行のルールを修正してきました。私の立場からみると、法務部は、合憲

判決が死刑に厳格なルールを課したにもかかわらず、法改正については死刑の執行についてもっとやりやすい方向に進めていました。変な状態になっています。合憲判決では、死刑の適用は制限されていますが、死刑の執行については緩めになっていました。法務部が修正した死刑の執行規則について、台北弁護士会としては反対意見を出しましたが、受け入れられなかったのです。

1月16日に執行された死刑囚は、褚弁護士事務所が取り扱った事件でしたので、褚弁護士から説明してもらいます。

◆褚瑩姍弁護士

このケースについても、憲法法廷の申立の事件の一つになっています。憲法法廷の判決文を見ると、申立の事件については、台湾の非常上告という制度を利用して救済を求めることが可能でした。ですから、憲法法廷の合憲判決の後で、私の事務所は判決文に従って、台湾の最高検察庁に非常上告という制度を利用して救済申立をすることにしました。ただ、制度として、非常上告制度にはあまり明確な期限が定められていません。私の事務所は、今回執行された確定囚のための非常上告を準備していた段階で、1月16日18時30分くらいに法務部から連絡があって、彼の死刑を執行するという通知を受け取りました。その執行の時間はまだ定められていませんでしたので、同僚の弁護士は緊急の非常上告の書類を提出しました。しかし、不当ですが最後は執行されましたし、非常上告についても最高検察庁から却下されました。

◆陳奕廷弁護士（死刑執行の規則について）

台湾では、判決が確定した後の救済手段として、再審制度、非常上告、憲法裁判所で憲法判断を求めるという手段があります。かつては、過去の法務部との暗黙の了解で、死刑囚が再審または非常上告、憲法裁判所への申し入れを提起した場合には、法務部は死刑を執行しないということになっていました。しかし、今回の法務部が行った死刑執行規則の改正は、「(非常救済の)申立が認められた後」でなければ死刑執行は停止されないことになり、救済措置の中で明確に答えが出されない限り死刑の執行が可能とされています。弁護側が再審を提出したとしても、裁判所が直ちに再審を開始するという決定を出さない限り、法務部は死刑の執行が可能なのです。このように、死刑の廃止の立場からみると、今回の規則改正は死刑についてもっとやりやすい方法になっていました。

過去の例からみると、法務部のルールの改正は一定の期間皆さまの意見を募集する(パブリック・コメント)という傾向があり、60日間は必要だったのですが、今回の改正は公表されてからパブコメ募集の期間が10日間しかありませんでした。台北弁護士会の立場からすると、こうした改正の過程も適切ではないと思いますし、内容面でも死刑の執行をしやすくするものですので、今年

の4月に書簡をもって抗議の意思を表明しました【※死刑執行規則の改正案は2025年3月24日に公表され、同年4月18日に施行された】。

◆錢建榮元裁判官

私はこの死刑執行規則について、死刑廃止弁連とシンポジウムを開いて議論したかったのに、法務部は急いで改正してしまいました。

◆陳弁護士

昨年の合憲判決を受けて、台湾は実質的に死刑を廃止したのではないかとされており、国会はこれを不安に感じる民意を反映して、終身刑の導入を考えています。しかし実際には、条文的に死刑は廃止していないのです。条文的に廃止していないのに、仮釈放の認められない終身刑を導入したら、刑務所の運用は大変となります。合憲判決は世界では驚きと歓迎を持って受け止められたようですが、台湾の実感としては、合憲判決の後かえって、死刑判決について刑事政策の面でも困難になっていると思います。こうした状況において、新たな挑戦でもあるのですが・・・。

⑫死刑の執行は事前に通知されますか。

⑬死刑の執行を止めるために、再審を請求する、恩赦を出願するなどの手段をとることがありますか。また、それらの手段はどの程度効果がありますか。

⑭死刑確定者の処遇について、何か問題はありますか。それについて、台北弁護士会はどのように取り組んでいますか。

⑮死刑が予想される事件については、通常の事件とは異なる弁護体制（弁護人の人数・資格・経験年数など）がとられますか。それ以外の事件とどのような違いがありますか。

⑯死刑が予想される事件の裁判手続きについて、一般の刑事裁判と異なる手続きが



ありますか（必要的上訴、情状鑑定など）。

- ⑰台湾で死刑を廃止しようとした場合、そのハードルとして大きいものは何ですか（世論、被害者感情、死刑の抑止力等）。また、それを克服するには、どのようなことが必要ですか（被害者支援の充実、政治家のリーダーシップ等）。

◆戴紹恩弁護士

去年の合憲判決を受け、日本の皆さんも、世界の皆さんも、台湾は実質的に死刑廃止されていて、死刑の執行もそうですし、判決を下すことももっと厳格になっているのではないかと評価していると思います。しかし、死刑求刑になる可能性がある場合、国民法官制度の対象になります。合憲判決の中で、死刑事件につき国民法官の6人のうち3人が賛成すれば死刑判決を言い渡せるという点は、合憲判決の中で不十分なところだと思います。裁判員事件もそうかもしれませんし、国民法官制度でも、量刑の面では厳罰化が指摘されています。有期懲役については年数がかなり上がりましたし、無期懲役になる比率もかなり上がっています。それに対して台湾の第二審、第三審では、相対的に保守的な立場を取っています。つまり、なるべく国民法官たちの判断を変えないようにしています。我々が今直面している危険は、もし一審で国民法官たちが死刑判決を出し、第二審、第三審がそれを変える勇気がなければ、我々はどうするのかという問題です。

他の話題については、今台湾では児童の被害者についての事件が話題になっています。この事件は国民法官の対象事件になっていました。2024年に起こったこの事件では、被害者児童が亡くなっています。しかし検察官は、これを殺人罪ではなく児童虐待致死罪で起訴しました。起訴時点で、児童虐待致死事件には法定刑に死刑がありませんでした。そのときたくさんの国民が裁判所の外でデモをしたりして、被告人を死刑にして欲しいと抗議しました。この国民の抗議デモの直接的な効果として、今年の7月に刑法の改正が行われ、その結果、児童虐待致死罪について法廷に死刑が加わりましたし、致傷の場合も法定刑が上がりました。ご存じかもしれませんが、台湾の立法院（国会）は混乱している状況です。しかし与党も野党もこの法案を支持しました。

国民は、この事件の被告人は死刑にしなければならないという立場をとっていました。これは今までの現象も含めてかなり理解できます。職業裁判官であれば、事件の中身はすごく重大でも良い情状があれば死刑を回避していましたが、今後は児童虐待事件について裁判官も死刑を支持し、死刑判決が言い渡される可能性がかなり高くなっていると思います。少子化との関係で、児童の保護については社会的に、政治的にも力を入れられています。児童保護の課題もあるので、死刑廃止について今までよりさらに困難に直面していますし、これからどう対話しながら進めていくかが課題です。

⑱台北弁護士は、政治家や政府へはどのような働きかけをしていますか。

◆陳弁護士

正直に申し上げますと、政治家は選挙で死刑廃止に言及するとマイナスの評価を受けるため、なるべく選挙では言わないようにしています。実際は、国会や地方議会の議員の中には昔の死刑廃止の連盟のメンバーもいますし、明言はしてなくても心の中で自分は仲間だと思っている議員もいます。ですが先ほども申し上げた理由から政治家への働きかけは難しいので、台北弁護士会はNGOや学者の先生、法テラスとの連携を重視していて、死刑制度の廃止についても協働しています。もっとも協力しているNGO団体は、死刑廃止連盟、そして司法改革基金会、法テラス、刑事弁護弁護士協会、これらの団体となります。

⑲死刑廃止のために、弁護士会が、NGO、学会、宗教団体、労働組合などの他団体と連携していることはありますか。

⑳死刑について、執行方法の残虐性についての議論はなされているでしょうか。

◆陳弁護士

我々のアミカス意見書の中でs、執行方法の残虐性について、多面的な議論を展開しました。ご存じのように去年の合憲判決が出されましたが、他の突破口から再び挑戦する機会があると思いますので、そのとき拷問、残虐性についても力を入れたいと思います。

㉑死刑事件で、再審で無罪になったケースは、死刑廃止の議論に影響を与えているでしょうか。

◆陳弁護士

確かに影響はありますが、台湾人は一般的に、死刑とえん罪を分けて考えています。なので明らかにえん罪でない場合でしたら、死刑にしても良いとの考え方を台湾人は持っています。明らかにえん罪ではない場合は、どのように我々の立場を強調したり、台湾の国民に説明したりするのが、これからの我々の課題でもあります。

㉒死刑の代替刑（仮釈放のない終身刑など）についてどのような議論がされていますか。

◆陳弁護士

仮釈放のない終身刑については、現在国会で法案を作っています。ただ、刑務所からの反対が大きいので、諸々協議中の状況です。

②③台北弁護士会には、犯罪被害者支援を担当するチームはあるでしょうか。そこでは、死刑についてどのような議論がされていますか。

◆阮玉婷弁護士（犯罪被害者保護委員会）

実は我々委員会の内部で、死刑の存廃については議論をしていません。なぜかということ、弁護士個人はそれぞれの立場を持っています。我々の委員会で議論されているのは、どのように被害者や被害者家族にサポートを与えるのかという課題です。例えば国民法官法の中で、被害者は被害者参加制度によって法官制度にどのように参加するのか議論しています。例えば、手続の中で家族はどのように自分の意見を表明するのか、刺激的な証拠も出てくるので家族がそれを見ないように我々は被害者勧告をします。そして被害者家族にそういう希望があれば、加害者側と会わせて、修復的司法の方式でしたりしています。以上が我々の主な仕事です。

②④団藤重光『死刑廃止論』の中国語版は、1997年に出版されたと聞いています。台湾において、この本の影響はどのようなものでしょうか？台湾の死刑廃止に関する議論や運動において、いまでもこの団藤の本は参考にされることはあるのでしょうか？

第2 錢建榮元裁判官への質問事項（※時間がないため、錢裁判官において回答したいもの1つのみ回答し、後は懇親会で話すこととなった。）

- ①2024年9月20日の憲法裁判所判決（113年憲判8号）についてどのような判決だと理解し、どのように評価していますか。
- ②113年憲判8号を受けて、何が今後の課題であると考えますか。
- ③113年憲判8号は、裁判官にどのような影響を与えましたか。
- ④113年憲判8号は、台湾の死刑制度にどのような影響を及ぼしますか。
- ⑤2025年1月16日の死刑執行についてどのように受け止めていますか。
- ⑥死刑制度に関する台湾の裁判官の一般的な意識及び錢元裁判官の個人的な問題意識を教えてください。
- ⑦死刑事件の審理において、被告人の防御権を通常事件よりも手厚く保障する制度や運用が存在するか否かについて教えてください。
- ⑧最高裁において、死刑事件がどのような審理がなされるのか（他の事件と違いがあるのか）を教えてください。
- ⑨国民参与裁判の概要（対象事件、審理対象、裁判官と国民の人数、権限等）について教えてください。
- ⑩国民参与裁判が始まって、刑事裁判はどのように変わりましたか。

⑪国民参与裁判が、死刑制度に影響を及ぼしていることはありますか。

⑦死刑事件の審理において、被告人の防御権を通常事件よりも手厚く保障する制度や運用が存在するか否かについて教えてください。

これについては、私が知っている限り、台湾は日本とはかなり違います。私も、日本の制度はかなりおかしいと思います。

台湾では、死刑求刑事件については必要的上訴制度があります。たとえ被告人が希望しなかったとしても、死刑判決に対しては必ず最高裁まで審理をしなければなりません。私が知る限り日本では、著名な事件において、被告人が上訴を諦めて受け入れてしまい、死刑が確定してしまった事件があります。

台湾では、死刑求刑事件については一般的な事件とは違って、裁判官はかならず量刑事情について調査します。そして最高裁では死刑事件では必ず口頭弁論をします。これも一般の刑事事件とはかなり異なる点です。

そして合憲判決のもとで要求されるのは、捜査段階でも公判段階でも受刑段階でも、全部の過程で責任能力または受刑能力が必要だということです。

合憲判決では、死刑事件には全過程で弁護人が必要であると、まるで自慢のように言っていますが、アメリカも日本も死刑事件では全ての段階で弁護士が就きますし、海外では既に全てやっていることをなぜ自慢しているのかと、私は皮肉を込めて思っています。

2019年に先生方がいらっしゃったとき、堀和幸先生が、「台湾の刑法 23 条では、犯行時に 80 歳以上の被告人に対して死刑を適用してはならないとされていますが、80 歳に達してない 75 歳、76 歳の被告人だったら死刑にしますか、しないですか」と質問されました。そのとき私が何と答えたか覚えていませんが、実際に犯行当時 67 歳の老人が入院中に病院に放火して十数人も亡くなった、老人なのに死刑判決を下し、結局刑務所でなくなった、ということがありました。これは何でこんな判決をしたのか私には意味がわかりませんが、そんな裁判所であれば 80 歳になる直前の人にも死刑の判決をする可能性はあります。

憲法法廷は、昨年の合憲判決で、死刑は最も厳格な手続でなければならないとまるで自慢しているようですが、実際に最高裁の裁判官を担当したとき、死刑にはすごく厳密な手続を要求してきました。つまり憲法法廷は、既に台湾の裁判で運用されていた判断を取り入れただけなのに、なんで自慢しているのかわかりません。

4 記念品贈答・記念撮影



京都弁護士会からは飾り扇を贈呈。
台北弁護士会からは、視察団全員にオリジナル写真立てを頂いた。

5 所感

2024年憲判8号が出された後、当該憲法裁判所への申立人の1人となっていた死刑囚につき2025年1月16日に死刑が執行された。非常上告の準備中であり、通告されたため至急非常上告を行ったが、そのまま死刑を執行された様子が、当該死刑囚の弁護人をしていた事務所の弁護士から怒りをもって語られた。

また、2024年憲判8号が出されたにもかかわらず、2025年4月に法務部（法務省）が十分なパブコメ募集の期間をおかないまま死刑執行の規則を改正し、死刑執行が以前より容易になったという「ねじれ」や、市民の声により児童虐待致死罪の法定刑に死刑が追加される法改正がなされたことに衝撃を受けた。

この時点ではまだ法務部への訪問前であったが、2024年憲判8号により事実上死刑は廃止されるのではないかと、少なくともこれまでよりハードルは上がったのではないかと我々の受け止めが、そう簡単ではないと感じさせられた訪問であった。

（文責：金杉美和）

法務部

訪問概要

訪問日：2025（令和7）年9月11日（木）

14：30～15：30 法務部訪問

訪問先対応：徐錫祥 政務次長

郭耿誠 検察司主任検察官

王如玉 検察司主任検察官

簡美慧 検察司副司長

李芷琪 法制司検察官

盛 玄 法制司科長

周元華 検察司科長

劉玲玲 矯正署副署長

李冠璘 矯正署編審

洪鈺勛 桃園地方検察署検察官（通訳）

林超駿 国立台北大学特聘教授（コーディネーター）

林超琦 国立政治大学副教授（コーディネーター）

訪問者：安西敦（京都）、金杉美和（京都）、辻孝司（京都）、福島至（京都）、
堀和幸（京都）、堀悠子（京都）、成見暁子（宮崎）、伊藤恵（京都新聞）

通 訳：洪士軒、李怡修

報 告：堀悠子

1 徐錫祥政務次長（※法務副大臣）の挨拶

京都弁護士会のみなさま、こんにちは。本日は法務部にお越しいただき、心より歓迎いたします。台湾と日本は法律や人権に関する問題について常に多くの交流があります。今日このように直接お会いして意見交換できることは非常に貴重で有意義だと感じております。

死刑制度については、台湾では現在も死刑を維持しておりますが、その適用を減らす努力をしており、法律に則って執行する原則を貫いています。

昨年、憲法裁判所の憲判第8号の判決により、死刑は最も重大な犯罪に限り、最も厳格な審査手続を経て執行されることが合憲であると確認されました。同時に、手続保障をさらに強化すべきという要請もありました。そのため、法務部は、刑法や監獄行刑法などの改正作業をすでに開始しています。司法院による刑事訴訟法の改正に関する会議にも協力し、制度全体をより厳密で、人権に配慮したものにすることを目指しています。

また、死刑問題に対する国際社会の関心も注視しています。個別の事件処理において

は、検察官に対し、証拠収集の厳格さと慎重な評価を求めており、起訴や判決が人権と社会正義の両方を考慮するようにしています。

一方で、世論調査や政策研究を積極的に行い、死刑の代替案について検討しています。死刑の存廃は単なる法律問題ではなく、社会的な合意や国民感情とも深く関係しているからです。現在、台湾では8割以上の国民が死刑制度の維持を支持しており、社会全体で廃止に対する合意が形成されていない状況においては、慎重な検討が必要です。

本日の交流を通して、相互の制度や経験について理解を深めるとともに、京都弁護士会のみなさまから貴重なご意見をいただけることを期待しています。これらの議論は、今後の政策の発展にとって非常に有益であると確信しています。

最後に、あらためてみなさまのご来訪に感謝申し上げ、本日の座談会が円満に成功することを心より願っております。ありがとうございました。



2 堀和幸京都弁護士会死刑制度廃止検討委員会委員長の挨拶

京都弁護士会の死刑制度廃止検討委員会の委員長をしております、堀和幸と申します。よろしくお願いいたします。

我々は6年前にもこの法務部を訪問し、当時の陳政務次長をはじめ、法務部の方々とお話する機会を与えていただきました。その際、政務次長が、政府としても、法務部としても、死刑は段階的に廃止していくということをお話しされて、我々も、感激するとともに驚いたことをよく覚えております。

その後、先ほどご紹介がありました憲法裁判所の判決が出て、そして、その後、今年の1月には、5年ぶりに台湾で死刑の執行がありました。

このような状況の中で、現在、法務部あるいは法務部の方々が、死刑やその廃止についてどのように考えておられるのか、率直なご意見を聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3 事前質問への法務部検察司からの回答

京都弁護士会死刑制度廃止検討委員会が事前にお送りしていた質問について、郭耿誠検察司主任検察官から回答いただきました。

(1) 法務部の死刑制度に対する基本的な立場を教えてください

憲法裁判所は、2024年9月20日、憲判第8号を下し、死刑は、故意による殺人事件でかつ犯罪情状が最も重大であり、憲法に適合した最も厳格な正当な法的手続にしたがった場合に限って合憲であるとししました。

この憲法解釈は、すべての国家機関及び国民に対して拘束力を有します。

法務部は、法に基づく行政の原則に則り、この憲法裁判所の判断の趣旨を順守すべき立場にあると考えています。

(2) 2024年憲判8号を法務部はどのように理解していますか

まず、台湾は死刑を廃止しておらず、最も重大な犯行に限り、かつ、最も厳格な法的手続を経なければ、死刑を言い渡すことができません。

この憲法裁判所の判決の後、裁判所は既に複数の死刑判決を下しています。今年1月には1件、3月にも1件の死刑判決がありました。このことは、台湾が実質的に死刑を廃止したわけではないことを示しています。



(3) 2024年憲判8号を法務部はどのように評価していますか

憲法裁判所は、死刑制度が合憲であると判断し、かつ、死刑を言い渡す範囲を限縮しました。

法務部は、この判決に従っています。

そのため、判決にそぐわない一部の法律、例えば、裁判所組織法が死刑判決に全員一致を求めている点、刑事訴訟法が第三審で死刑判決を言い渡す前に口頭弁論を開くことを明記していない点、刑事訴訟法及び監獄行政法が精神障害者等に死刑の言い渡しや執行をしてはならないことを明記していない点などについては、手続保障が不十分であると考えています。法務部は、速やかに関係機関と協力して法律改正を進めます。

(4) 2024年憲判8号は法務部にどのような影響を与えましたか

法務部は、従来、死刑の執行について、常に、法に基づく行政の原則を堅持しています。執行前には、法務部が交付した死刑執行規則及び死刑事件執行審査実施要点などの規定に基づき、厳格に審査を行い、各事件が司法救済手続を尽くしたことを確認しています。

台湾は、死刑を廃止してはいません。しかし、国際人権規約や憲法が保障する生命権に配慮して、関連手続については慎重な態度をとっています。司法救済手続が終わった後で、法に従い適切に対処することによって、人権保障と社会正義の両立を図ってまいります。

(5) 2024年憲判8号の後、捜査や取調手続に変化はありますか

憲法裁判所の判決によると、検察官や警察が死刑を処することが可能な事件を捜査する場合は、必ず弁護人が必要となります。

(6) 2024年憲判8号の後、刑事裁判の審理に変化はありますか

死刑判決を言渡すには各審級において裁判官の全員一致が求められており、第三審においては、判決言渡し前に口頭弁論を行い、かつ、必要的弁護制度を採用するなどの手続要件が要求されています。これらの点について、司法院は、関連する法律の改正作業をすでに進めており、手続保障の強化を図っています。

(7) 2024年憲判8号の後、死刑の求刑、判決、執行に変化はありますか

死刑求刑に関しては、憲判8号の趣旨に従って、犯行動機が故意的連続殺人や無差別殺人にあたるか、犯行手段が極端に残酷なものか、同時に複数人が死亡する結果を招いたか、犯罪結果が老人・弱者・女性・子供などに特別に深刻な影響を与えたかを総合的に考慮して判断すべきとしています。検察官は、必要に応じてこれらの点を具体的に斟酌して裁判所に求刑することによって、暴力犯罪を抑止し、社会の治安の安定を維持することを目指しています。

死刑判決については、2024年憲判8号が出てからおよそ1年が経ちましたが、裁判官の全員一致を要求する手続要件が実務上どのような影響を与えるかについて、今後、一定の数の判決が蓄積されてから評価することが可能となると考えられます。

死刑執行の面において、法務部の立場は、法に基づく行政の原則に従っています。ですから、死刑確定者の救済申立ての権利を尊重し、すべての救済手続が尽くされた後に、法に従って対処いたします。



4 事前質問への法務部矯正署からの回答

京都弁護士会死刑制度廃止検討委員会が事前にお送りしていた質問について、劉玲玲矯正署副署長から回答いただきました。

(1) 現在の死刑確定者の人数を教えてください

死刑確定者の現在の収容人数は36人で、そのうち女性は1名です。

(2) 外部との交流はどの程度できますか

家族や友人との通信回数に制限はありません。家族との面会回数にも制限はありません。

特に、台湾で大切にされている中秋の名月や端午の節句などの日には、家族を招いて面会を行います。

(3) 死刑確定者の処遇について教えてください

死刑確定者は、死刑が確定してから執行に至るまで長い時間を待つことが多く、将来や人生への期待感を失い、心身に大きな苦痛を抱えることとなります。このような死刑確定者の心理的負担を和らげ、その心身の健康を守るために、矯正署は、「死刑執行を待つ死刑確定者の個別処遇計画試行方案」を定めています。その中では、生活処遇、心身のケア、教化指導、生命教育、家庭支援、宗教信仰、自殺防止など、さまざまな側面から処遇措置を計画しています。

平常時は、教誨師やカウンセラーが個別指導を行い、生活適応状況や心理状態を把握し、必要な支援を行うようにしています。必要な場合には、心理専門職やソーシャルワーカーを随時紹介して、専門的なカウンセリングや面談を実施しています。

3か月に1回ごとに、精神科医が死刑確定者の心身の健康状態を評価しています。年に1回は心理健康スクリーニングを実施して、自殺のリスクの有無を判断しています。

医療ケアについては、死刑確定者に限らず、すべての矯正施設内の被収容者全員が、国民健康保険に加入しており、協力する健康保険医療機関による診療を受け、適切な医療ケアを受けることができます。

宗教指導としては、死刑確定者の宗教信仰に応じて、宗教団体や教誨ボランティアを手配して、心身のバランスを促進しています。

芸術文化活動としては、社会資源と連携して、多様な芸術文化イベントを開催しています。例えば、ダンスのコンテストなどもあります。

図書室を設置して、書籍の貸し出しによって死刑確定者の知識充実を促すほか、リクリエーションとしてカラオケなどの設備を設置しており、心情の安定にも有意義ではないかと考えています。

生命教育としては、例えば、鉢植えや水槽の世話をすることを奨励し、生命教育を推進しています。

死刑確定者は、自ら舎房の壁の色を選んで、実際に塗装することもできます。それによって、友好的な環境を整備し、収容ストレスを和らげることにもなります。

これらが、死刑確定者が矯正施設に収容されている期間に提供される各種の処遇です。

矯正署は、人権と人道の精神をもって、台湾現行法の下において、今後も、適切かつ妥当な処遇を継続的に提供してまいります。

5 質疑応答

(1) 中華民国法務部の死刑廃止に関する政策

辻孝司：2019年に法務部を訪問したとき、「中華民国法務部の死刑廃止に関する政策」を2002年12月に発表したと伺いました。この政策の、段階的に死刑の全面的廃止を目指すという方針は、今も変わっていないでしょうか。

簡美慧検察司副司長：政策の方針は変わっていません。この政策の下で、我々は、段階的死刑廃止チームを作り、死刑を代替する刑罰と、社会がその方向に向かえるかどうかの2点を検討しています。

(2) 憲判8号後の防御権の保障

辻孝司：2024年憲判8号を受けて、捜査方法が具体的に変わったところがありますか。

郭耿誠検察司主任検察官：憲判8号は、被疑者被告人の防御権の保障を求めています。それを受けて、司法院は法改正の動きを始めています。具体的には、検察官や警察の捜査によって死刑求刑となりうる判明した事件の場合、捜査段階の尋問などにおいて弁護人の立会いが必要とする条文が必要です。その改正に向けた司法院の会議には、法務部からも毎回参加して意見を出したりしています。

辻孝司：法律が改正されていない段階で、取調べに弁護人が立ち会うことはないですか。

郭耿誠検察司主任検察官：憲判8号は全国の国家機関に対する拘束力があるので、法務部も憲判8号が要求する条件をなるべく順守しています。死刑求刑となりうる事件では、被疑者被告人の犯罪動機、手段、犯罪結果などを考慮して、必要があれば、裁判所に請求して必要な援助を与えています。

(3) 死刑執行の通知

堀和幸：死刑の執行は事前に通知されますか。通知される場合は、誰に、どのような方法で通知されますか。

郭耿誠検察司主任検察官：死刑執行規則10条に秘密厳守の原則が規定されており、死刑執行を通知するのは死刑確定者本人だけです。

執行する側としては、検察官、拘置所長官、長官の代理人以外は刑場に入ることができないので、それ以外の人は誰も知らないはずで

執行後は、電話で、被執行人の家族に通知します。必要に応じて、法務部のホームページでも死刑執行があったことを通知します。

辻孝司：本人にはいつ通知されますか。

郭耿誠検察司主任検察官：本人への通知については、監獄行刑法146条に定められています。基本的には執行当日の通知となります。検察官は、死刑執行を拘置所にFAXで連絡します。拘置所は、被執行人の持ち物や宗教を確認し、信仰する宗教がある人については宗教家を呼ぶなど、いろいろな準備作業をします。これらの準備作業が全部終わったら、拘置所の職員が本人に通知します。

(4) 学説の影響

福島至：団藤重光の「死刑廃止論」は中国語版でも出版されていますが、台湾で言及されることはありますか。死刑の存廃について、学者の学説はどの程度参考にされますか。

郭耿誠検察司主任検察官：死刑については学者の意見も民間の意見も多様で、異なる意見の方々もいます。台湾の世論は8割以上が死刑制度を支持していることも無視できないことです。我々は、団藤先生を含めすべての意見を参考にしています。

林超駿国立台北大学特聘教授：憲判8号は、アメリカの学説や実務運用をかなり引用しています。裁判官の全員一致要件も、アメリカでは死刑事件は陪審員裁判となるので、それを参考として、採用されました。判決を書いた大法官は学者出身なので、判決には、実務だけではなく、学者の意見もかなり取り入れられています。



(5) 死刑確定者の心情の安定を図る方法

福島至：台湾では、死刑確定者に対する精神的ケアとしてカウンセリングや家族との交流などに力を入れているという話がありました。日本でも死刑確定者の心情の安定を図ることは重要とされていますが、そのためには、独居房に入れて一人で過ごさせ、外部と遮断することが必要と考えられています。日本のように、心情の安定を図るために外部と遮断するという考え方は成り立ちますか。

劉玲玲矯正署副署長：矯正署の立場からすると、死刑確定者の心情の安定を保つために管理することが一番重要です。なるべく家族と面会させたり、受刑者のしたいことがあればさせたりすることが、より心情の安定に資すると我々は考えています。

(6) 死刑廃止の今後

成見暁子：法務部の段階的死刑廃止の方針は変わっていない中で、今年の執行は苦渋の判断だったのではないかと思います。法務部の立場から見て、死刑の段階的廃止のためには何が一番課題になっていますか。

簡美慧検察司副司長：少し修正させていただきますと、段階的死刑廃止の方針が変わらないというよりは、我々は社会と共同の目標をもつべきであるという立場が変わらないということです。そのためにも、代替刑を考えたり、世論調査を行い、社会的に同じ考え方を焦点にするかについて、我々はがんばっているところです。

徐錫祥法務部政務次長：段階的死刑廃止の方針は排除していません。ただ、国会で仮釈放のない終身刑が代替法案として議論されており、一部の国民から支持を得ています。ですので、大多数の国民がどのような制度を求めているかについて、我々は持続的に検討を進めていきます。

6 所感

2019年に続き、今回も、法務部の訪問は、台湾における死刑制度の状況を知る貴重な機会となった。

法務部は、2024年憲判8号を踏まえて必要な法改正を進め、死刑確定者の処遇に人道的な配慮を行って死刑制度を維持しながらも、段階的に死刑の全面的廃止を目指すという方針に基づき、代替刑の検討や世論調査を行っている。台湾の死刑制度が今後どうなるかは引き続き注目していきたい。

さまざまな準備をして訪問を受け入れてくださった法務部のみなさまと訪問を調整いただいた林教授に、心から感謝申し上げたい。

(文責：堀悠子)



死刑廃止連盟との交流会

訪問概要

訪問日：2025（令和7）年9月11日（木）

15：40～18：00 死刑廃止連盟オフィス訪問

訪問先対応：執行長（Executive Director） 林欣怡（LIN Hsin-yi）氏

訪問者：安西敦（京都）、金杉美和（京都）、辻孝司（京都）、福島至（京都）、堀和幸（京都）、堀悠子（京都）、成見暁子（宮崎）、伊藤恵（京都新聞）

通 訳：李怡修

報 告：金杉美和

1 オフィス訪問概要

2019年訪問時のオフィスは古い雑居ビルの4階にあったが、その後（3～4年前）前回座談会を開いたカフェ（募哲珈琲）の入っているビルに移転した。そのため Google マップでは移転前の場所が表示され、メンバーがなかなかそろわないというアクシデントがあった。

以前のオフィスより少し部屋が大きくなった印象だが、やはり雑然としたオフィスに様々な資料が積み上げられていた。普段はもっとスタッフがいるが、今日は翌12日に予定されている台湾大学でのシンポジウムの準備のため、他のスタッフは出払っているとのこと。

前回と同様、壁にはトシ・カザマ氏が2005年に台湾を訪れ、連盟の協力により刑場を撮影した際の写真などが飾られていた。

9月12日に予定されている台湾大学での死刑廃止に関するシンポジウムでは、UK、ノルウェイ、モンゴル等各国から出席があるとのこと。11月には東京でECPMが地域会合を開く予定だが、そこでも林代表は参加するので会えるかもしれない。



2 意見交換

◆林代表

まずは皆さんに、先ほど法務部でどんな話をされたのか伺いたいです。以前の法務部長たちは割と積極的に NGO 団体と交流していましたが、現在の部長さんは一切接触してくれないので。今まで何回か、海外の仲間達と一緒に行政省と法務部にお話し

て、拘置所にいったり刑場まで視察していたのに、今回皆さんの刑場視察については初めて断られました。それは絶対に先生方の問題ではありません。今、台湾の政治情勢はセンシティブで、前任の台北市長であった柯文哲さんが汚職の罪で今週の月曜日まで台北拘置所で拘置されていて、台北拘置所はマスコミで一杯という状態なので断ったのではないかと考えています。

今、台湾政府は死刑制度を維持しながら、仮釈放のない無期懲役、すなわち終身刑を導入しようとしています。我々の考えでは、法務部の意図として、36名の死刑囚はこれから合憲判決に則って非常上告ができるので、非常上告すると、死刑囚らは量刑の見直しにより終身刑に変わるのではないかと懸念しています。

明日のシンポでは代替案についても議論される予定ですが、イギリスのエプトン教授は終身刑のプロで、そのことを話してもらうので、法務部の方にも参加して終身刑の議論を聞いて欲しかったのに、今のところ法務部からの参加は一人もありません。私たちのシンポジウムでも、昔は時々検察官が参加したりしてくれて、たまにパネリストもしてくれました。でも、今回は誰もいません。先生方は国際人権のプロなので、法務部は外国人向けに「死刑廃止の目標はあります」という振りをしますが、台湾の人が聞くと、段階的に死刑廃止という方針をまだ持っているのか、という問いには、「既に憲法法廷の合憲判決があるので」という回答をします。

今までの法務部長の中で、現在の法務部長は最悪だと思います。今までの法務部長は、お互いに異なる立場であっても、お互い意見を言ったり、コミュニケーションが取れていました。法改正される度にミーティングに招待してくれましたが、今は全く対応してくれないです。皆さんとの会談のような会議があったりして、我々が記録の開示を要求しても「政府情報公開法の例外だから開示しない」という風に答えられて、毎回情報公開法上の訴願という手続を通じてようやく取れているという感じです。今は非常に面倒になっています。

私が知っている限り、今の法務部長は死刑廃止連盟だけでなく、どの NGO にも会わないです。欧州などの台湾駐在所（というのは、台湾は正式な国家として認められていないので大使館がないため）の代表などは、今の法務部長とアポを取って死刑の廃止について話し合おうとしましたが、いつも行くと部長ではなくて次長などが出てきて直接会わないそうで、これは国際マナーにも反してますし、印象がすごく悪いです。

私にとっては、死刑廃止運動を2～30年やってきて、今が一番落ち込んでいる時期です。だから日本には早く死刑を廃止してもらいたい。台湾は日本が大好きなので、日本が死刑廃止すれば台湾の国民も「じゃあ廃止で」と思うかもしれないので、是非頑張りたいです。

今の大統領の頼さんは民進党ではあるが、私の観察によればとても保守的な人です。総統が直接選挙で選ばれるようになって、民進党8年、国民党8年、民進党8年で蔡さんが大統領をやっている、2024年から再度民進党の頼さんが総統になった訳ですが、

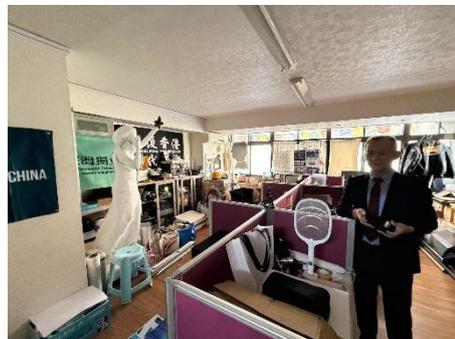
頼さんにとって一番大事なことは、次回の選挙でまた4年間総統に再任されることです。私が見たところ、頼さんは人権についてもあまり信念を持ってない感じなんです。

◆辻弁護士

選挙で死刑廃止を言うことはマイナスなのか。

◆林代表

マイナスですね。確かに選挙で死刑廃止を支持するという発言をしたら、とてもマイナス点になります。しかし、総統だけでなく、国会議員の選挙を見ると、死刑廃止と言うと必ず落選したり当選したりする訳ではなく、それは決定的な要素ではないと思います。例えば、私が当選したら死刑囚を全部執行します、という候補者がいたとして、そういう人が必ず全員当選する訳でもありません。ただ、死刑については攻撃の目標になります。私の観察では、今までの総統選で国民党の立候補者は死刑制度を支持すると言い、民進党の候補者は「民意を聞いてさらなる対話が必要」といった曖昧な回答をします。



◆堀悠子弁護士

日本では選挙で死刑について言及されることはあまりないが、台湾ではよくあるのか。

◆林代表

日本の方が普通だと思います。台湾では結構死刑制度に対する見解が選挙で言及されます。自ら言わなくても、相手から攻撃の目標になるので、それは台湾の特徴なんですが、あまり正常ではないと思います。

◆成見弁護士

児童虐待致死について法定刑に死刑が追加されたと聞いてショックだったが、民進党も世論は気にしているのか。

◆林代表

これも民進党政府に対してとても失望している点です。戒厳令以降、法定刑の中で死刑を増やすなど知っている限りなかったし、これまでは、飲酒運転で人を死なせた事件があったりして世論で法定刑の中に死刑を入れようという声があったんですが、台湾政府は「国際人権規約を内国法化したので対応できない」として改正してこなかったのに、なぜ今回変わったのか、わからない。とても失望している。

◆堀悠子弁護士

国民法官制度が始まったこととは関係があるか。

◆林代表

これは仰るとおり、国民法官制度と関係していると思います。児童虐待致死の事件も国民は裁判所の外で抗議したりデモしたりしていたし、事件はすごくマスコミで報道されていたので、傍聴に行った国民も多いです。この事件はどういう条文なのか、法

定刑は何かなど手続はわからないままに、死刑にして欲しいという気持ちでいて、死刑にならないのはおかしいとロビイングを行った訳です。それを受け入れて法定刑に死刑が追加されることになった訳ですが・・・(ため息)。

◆辻弁護士

民主国家では死刑が適用される罪名を減らす傾向にあり、適用される罪名を増やすというのは聞いたことがない。

◆林代表

是非明日のシンポで辻先生にその意見を述べてもらうように誘導します(笑)。実際、台湾でも90年代の民主化以来はなるべく死刑の罪名を減らすようにがんばってきたのに、2025年に死刑の罪名を増やしたのはかなり異例なことで、なので、先に申し上げたとおり、今は死刑廃止の運動者にとって暗黒の時代です。



トシ・カザマ氏が撮影した刑場の写真

◆成見弁護士

国家人権委員会で、被害者との対話を続けていることについてはどのような評価か。

◆林代表

私の意見としては、少し的が外れているのではないかと思います。国家人権委員会は死刑廃止という目標を持って当たるのに、被害者保護もするのだったらどうやって連結するのか、深く考えていないと感じています。死刑廃止連盟の副代表もその被害者保護のプロジェクトに参加していますが、そんなに多くの犯罪被害者は参加していませんし、成果がどうなるのか心配しています。私の観察では国家人権委員会は積極的に頑張っていることは否定できません。しかし政府機関なので、もっと何かをして欲しいという思いがあります。もちろん法務部などよりはもっとがんばっていることは認めていますが、もっと積極的な活動をして欲しいと思います。

◆成見弁護士

中国の影響は考えられないか。国家人権委員会も予算が削減されたりしているとのこと。死刑を執行したり、そういうことに中国との関係なども影響しているか。

◆林代表

確かに仰るとおり、我々もそう考えています。例えば児童虐待事件の裁判のときは、そのとき突然匿名のLINEグループが作られていて、その中に見るとリーダーのような存在はなかったのですが、我々の仲間がそのグループに匿名で入ってみたら、一部の人は中国語(簡体字)でカードを持っていて、児童虐待事件の関心があるLINEグループなのに、その中に政治的な話が出たり、中国の物を売ったりしていました。確かに、背後に中国の何かの力があるかもしれません。なぜ中国人がそういうことをするかというと、今の政治もとても混乱していますし、台湾は治安がとても悪いというイメージ

ジを台湾人に植え付けたいという意図があるかもしれません。

確かに今の国会の混乱している状況についても、何人かの国会議員がリードしていて、たとえば今から遡って、その時期その国会議員が中国のどこかのトップと会っていた、というニュースもあります。中国で会議して戻ってきて、いきなり変な法律の草案を出したり、と。そういう意味では中国の影響は色々あるかもしれません。

◆福島弁護士

どうやって世論に対抗するか、意見を聞かせて欲しい。

◆林代表

明日のシンポの第一部で、錢先生と羅弁護士が合憲判決と実務運用について説明してくれます。国家人権委員会の高先生と、退任された大法官の一人も来てくれます。その大法官は、この憲法法廷で死刑制度に反対して唯一分厚い意見書を出した裁判官なので、どんな話を聞けるか楽しみにしています。

民意については、もっと多くの情報があって国民がそれに接することができれば、死刑という制度に対する考え方は絶対に変わると思います。なのに今の政府は、情報を提供しません。今まで接触、協力していたのは法学の学者中心でしたが、学生などとも交流を進めています。また、SNSなども使って民意を変えていきたいです。



海外に留学していた若い学者たちと話をしている、今までやっていた市民会議は、対面式でしたが、その会議では毎回深い議論をしていたんです。でも今はネット社会なので、浅く広く情報を与えるように、ネットを通じてやりたいと思います。若い学者たちと話をし、失望していた気持ちは軽くなりました。新しいアイデアをもらって元気になりました。

3 所感

2019年に訪問した当時も代表であった林氏に迎えられた。バイタリティに溢れていた林氏であるが、6年前に会った際より白髪が増え、心持ちエネルギーが低下している印象であった。話を聞くうちに、「暗黒の時期」「2, 30年（死刑廃止の運動に）やってきて今が一番最悪」などと、実際の苦悩が語られた。法務部長（法務大臣）の対応にも苦慮されている様子であった。

やはり、死刑廃止への道は一筋縄ではいかないことを感じさせられた。

（文責：金杉美和）

死刑廢止連盟作成のリーフレット

死刑奪走人的性命，自然也奪走他的一切權利，包括基本人權；因此，死刑違憲，因為憲法最核心的任務，就是保障基本人權。結果大法官顧左右而言他。我們直球對決，期待憲法法庭能讓台灣以「亞洲民主憲政第一品牌」的位置，受到國際注目與肯定。結果他們實問虛答，這個期待落空了。

廢除死刑運動的路途上有非常多的挫折與失敗，大部分人看看風向，就會趨吉避凶。只有很少數的人願意堅持理念。連失敗也不害怕的人是最強大的，我們不離不棄，繼續前進。

—— 廢死聯盟理事長 張娟芬

廢除死刑推動聯盟

113憲判8 是咧講啥

???



死刑制度

限縮性合憲！

白話文就是：

若經過最嚴密正當法律程序審理後判處死刑，並沒有違反憲法。

以死刑為最重本刑部分，僅得適用於個案犯罪情節屬最嚴重，且其刑事程序符合憲法最嚴密之正當法律程序要求之情形。於此範圍內，與憲法保障人民生命權之意旨尚屬無違。

憲判過後

新聞媒體、大眾輿論這樣說...

台灣根本形同實質廢死了！

大法官設下8道「生死門」！

所以憲法法庭限縮了什麼？



死刑限縮 如何救濟

- 1 唯一死刑（舊法）違反憲法
- 2 必須是犯罪情節最嚴重之罪
- 3 全程都應有辯護人
- 4 第三審要開言詞辯論
- 5 各個審級法官要一致決
- 6 行為時沒有精神障礙或其他心智缺陷
- 7 審判時沒有精神障礙或其他心智缺陷
- 8 執行時沒有精神障礙或其他心智缺陷

很重要!
符合上述條件才達到判死的最低門檻，但並非一定只能處死刑。
台灣必須朝向廢除死刑的方向邁進，這是已經內國法化的兩公約所要求。

進行中個案

針對前頁「死刑限縮」規定，有關機關應於兩年內修法，以符合113憲判8。之後審理過程也必須要遵照限縮規定。

已定讞個案

聲請人（即死刑定讞個案）可以依據前頁「死刑限縮」規定，逐一檢視自己案件判決，請求檢察總長提非常上訴，檢察總長也可以依職權提非常上訴。

*「判決一致決」部分，僅有「最終局判決」無經一致決做成之案件，得提非常上訴
*「全程辯護人」部分，僅有「最終局判決」無辯護人協助之案件，得提非常上訴

本次憲法法庭不受理刑法第33條規定有關「死刑作為法定刑是否違憲」的問題。亦即：**死刑制度本身的合憲性問題不在本次憲法判決的審理範圍。**實為可惜。

不過，**憲判8仍在這次的判決中透過37位死囚的案件，逐一指出他們被判處死刑時的罪名、犯罪情節評價、精神及心智狀況、法律程序等規範不足、不嚴謹之處，指出應給予救濟機會。**

此外，**憲判8將部分過去已被最高法院判決先例所明訂的標準（如情節最嚴重之罪的認定），提升到憲法層次。**對於死刑尚未被廢除的我國現況，有更具體化、嚴謹化判決的作用。

最後必須指出，台灣是在國民黨執政時期經由跨黨派共識將兩公約內國法化。而死刑明確違反兩公約之精神，**各個政黨應更清楚所簽署的公約內涵。**

憲判8廢死聯盟不滿意？

現代文明社會法律，絕對不允許「以牙還牙以眼還眼」的刑罰。**以死償命非實現正義的核心要素，僅僅是恐懼、復仇與洩憤。**

此外，死刑對潛在犯罪者的威懾作用，十分可疑。時至今日，**科學研究的結果仍不能獲得明確支持死刑足以威懾犯罪的結論。**許多暴力犯罪，往往是在情緒衝動或高度壓力下發生。此類犯罪行為通常缺乏規劃，犯罪者在行動時很少考慮到法律後果，**死刑對這些犯罪的嚇阻作用極為有限。**

堅持生命權應受絕對保障，死刑無從以任何程序予以合理化。**若以程序完備合理化死刑，存有一種危險性：對死刑制度道德問題的根本性探究可以放棄。**然而無論如何縫補判處死刑的程序，終將徒勞。不如直接宣告死刑違憲，**使寶貴的司法資源投入其他真正有效遏止犯罪的措施，才是正途。**

詹森林大法官不同意見書

死刑廃止連盟リーフレット日本語訳

113 憲判8号 これは何の話???

死刑制度の制限的合憲性!

平たく言えば:

最も厳格な適正な法的手続きを経て死刑判決が下された場合、憲法に違反しない。

死刑を最も重い本刑とする場合、個別の犯罪情状が最も深刻であり、かつ刑事手続が憲法上最も厳格な適正手続の要求を満たす場合にのみ適用できる。この範囲内では、憲法が保障する人民の生命権の趣旨に反するものではない。

判例発表後

マスコミや世論はこう報じた...

台湾は実質的に死刑を廃止したも同然だ!

大法官が8つの「生死の門」を設けた!

では憲法裁判所は何を制限したのか?

死刑制限の救済方法

- 1 絶対的死刑（旧法、法定刑が死刑のみ）は憲法に違反する
- 2 犯罪情状が最も重い罪に限る
- 3 全過程において弁護人が付されるべき
- 4 第三審では口頭弁論を開くこと
- 5 各審級裁判官は一致した判決を下すこと
- 6 行為時に精神障害その他の心神喪失状態にないこと
- 7 裁判時に精神障害その他の心神喪失状態にないこと
- 8 執行時に精神障害その他の心神喪失状態にないこと

【重要!】

上記条件を満たすことが死刑判決の最低要件となるが、条件を満たしても必ずしも死刑に処さなければならないわけではない。

台湾は死刑廃止の方向へ進むべきであり、これは国内法化された二つの国際条約が求めるものである。

進行中の個別事例

前頁の「死刑適用制限」規定に関し、関係機関は2年以内に法改正を行い、113憲判8号に適合させるべきである。

その後の審理過程においても、制限規定を遵守しなければならない。

確定判決事例

申立人(すなわち死刑確定事件の当事者)は、前頁の「死刑適用制限」規定に基づき、自身の事件判決を逐一検証し、検察総長に非常上訴を提起するよう請求できる。検察総長も職権により非常上訴を提起できる。

*「判決一致決」部分については、「最終審判決」において一致決を経ずに確定した事件のみ、非常上訴を提起できる。

*「全過程弁護人」部分については、「最終審判決」において弁護人の援助がなかった事件のみ、非常上訴を提起できる。

憲判8号に死刑廃止連盟は不満か?

今回の憲法裁判所は、刑法第33条規定に基づく「死刑を法定刑とする規定の違憲性」については審理対象外とした。すなわち死刑制度自体の合憲性問題は、今回の憲法判決の審理範囲に含まれない。誠に遺憾である。

ただし、憲判8号は今回の判決において、37名の死刑囚の事件を通じ、彼らが死刑判決を受けた際の罪名、犯罪情状の評価、精神及び心神状態、法的手続きなどの規範上の不備・不厳密な点を逐一指摘し、救済の機会を与えるべきであると示した。

さらに、憲判8号は、最高裁判所の判例で既に明確に定められていた基準(例えば、最も重大な罪の認定など)の一部を憲法レベルに引き上げた。死刑がまだ廃止されていない我が国の現状において、判決をより具体化・厳格化する役割を果たしている。

最後に指摘すべきは、台湾が国民党政権時代に超党派の合意により両条約を国内法化した点である。死刑は両条約の精神に明らかに違反しており、各政党は自らが署名した条約の内容をより明確に認識すべきである。

詹森林大法官（裁判官）の反対意見書

現代文明社会の法律は、「目には目を、歯には歯を」という刑罰を絶対に許容しない。死をもって命を償うことは正義実現の核心要素ではなく、単なる恐怖、復讐、怨恨の晴らしに過ぎない。

さらに、死刑が潜在的な犯罪者に対する抑止力となる効果は、極めて疑わしい。今日に至るまで、科学的研究の結果は、死刑が犯罪を十分に抑止するという結論を明確に支持するに至っていない。多くの暴力犯罪は、感情的な衝動や高度なストレス下で発生する。こうした犯罪行為は通常、計画性が欠如しており、犯人は行動時に法的結果を考慮することは稀である。死刑がこれらの犯罪に対する抑止効果は極めて限定的である。

生命権は絶対的に保障されるべきであり、いかなる手続きによっても死刑を正当化することはできない。手続きの完備をもって死刑を正当化しようとする危険性がある：死刑制度の道徳的問題に対する根本的な探究が放棄される恐れだ。しかし、死刑判決の手続きをいかに補強しようとも、結局は徒労に終わる。むしろ死刑を違憲と宣言し、貴重な司法資源を真に犯罪抑止に効果的な他の措置に投入する方が正しい道である。

死刑は人の生命を奪うと同時に、基本的人権を含むあらゆる権利を奪う。したがって、憲法の最も核心的な任務が基本的人権の保障である以上、死刑は違憲である。結果として、大法官たちは本題を避け、遠回しな議論に終始した。我々は正面から対決し、憲法裁判所が台湾を「アジア民主憲政の第一ブランド」として国際的な注目と評価を得ることを期待した。しかし、彼らは実質的な質問に虚偽の回答をし、この期待は裏切られた。死刑廃止運動の道程には数多くの挫折と失敗がある。大多数の人々は風向きを見て、吉を追い凶を避ける。理念を貫こうとする者はごく少数だ。失敗すら恐れない者が最も強い。私たちは決して離れず、前進を続ける。

廢死連盟理事長 張娟芬

東亞廢死論壇（東アジア死刑廃止フォーラム）参加

日時 2025年9月12日（金）9:00~17:45

場所 台湾大学法学部講堂（霖澤館）

主催 (Organizers)

台湾廢除死刑推動聯盟 (Taiwan Alliance to End the Death Penalty)

人權公約施行監督聯盟 (Covenants Watch)

國際特赦組織台灣分會 (Amnesty International Taiwan)

共催 (Co-organizers)

歐洲經貿辦事處 (European Economic and Trade Office)

民間司法改革基金會 (Judicial Reform Foundation)

台灣人權促進會 (Taiwan Association for Human Rights)

德國在台協會 (German Institute Taipei)

死刑專案 (Death Penalty Project)

亞洲反死刑網絡 (Anti Death Penalty Asia Network)

世界反死刑聯盟 (World Coalition Against the Death Penalty)

贊助 (Funded by)

EU、臺灣民主基金會 (TAIWAN FOUNDATION for DEMOCRACY)

プログラム [2025年東亞廢死運動會—東亞論壇及青年工作坊 | 台灣廢除死刑推動聯盟](#)

趣旨 2024年9月台湾憲法法廷は死刑を合憲と判断し、2025年1月に死刑を執行し、4月に規則を変更し、死刑廃止の後退を示唆した。台湾の運動は今、再編成し、新たな道筋を描かなければならない。日本では死刑執行が続いており、台湾の死刑支持者によってしばしば引用されている。日本の支配によって形成された台湾の法制度は、正義と人権に対する日本のアプローチと相互に影響を共有している。韓国は1998年以来、死刑執行を行っておらず、完全廃止への期待が高まっている。中国は依然として世界トップの死刑執行国であり、透明性が低く、改革の障壁が高い。対照的に、モンゴルは2017年に死刑を廃止し、この地域に可能なモデルを提供した。このフォーラムには、台湾、日本、韓国、中国、モンゴルの擁護者が集まり、洞察を共有し、課題に取り組み、東アジアにおける死刑制度の廃止と人権の機運を高める。

参加者：安西敦（京都）、金杉美和（京都）、辻孝司（京都）、福島至（京都）、堀和幸（京都）、堀悠子（京都）、成見暁子（宮崎）、伊藤恵（京都新聞）

報告：成見暁子

..... ● ●

9:15 開会

Moderator 林欣怡（台湾廢除死刑推動聯盟執行長） 挨拶

- ・台湾憲法法廷判決と執行、死刑執行規則の改正、立法院の状況など、フォーラムの趣旨説明。
- ・死刑廃止に取り組む活動家は、不可能なことを目指す少数派‘エイリアン’と揶揄される。エイリアン上等。私たちはアンテナを伸ばして情報収集し、分析し、判断し、仲間を見つけ、困難な道を切り開いていきましょう。

9:35

法律研討「2024年憲法判決8号後の影響」

Moderator 李艾倫（法律扶助基金會北部專職律師中心主任）

- ・今回の憲法裁判申立人死刑確定囚の1人の代理人、死刑執行候補者リストに担当申立人の名前があったが今回死刑を免れた。

報告

◆羅秉成（弁護士、冤獄平反協會理事長）

- ・2024年憲判8号には失望。生きている間に死刑廃止できるだろうか。
- ・生と死を分ける8つの要件、死刑を最も重大な犯罪に限定し、最も厳格な手続きを経る必要があるとされた。非常上告についてははっきり書いていない。「最も重大な犯罪」を誰が判断するのか。検察の総長が判断するのか。
- ・法務部は3つの段階的目標を達成すべき。達成できていないのみならず後退した。法務部が規則を改正する場合の予告期間は原則60日であるが、今般の死刑執行規則改正については（理由があればよいとして）実際は10日だけであった、この改正によって執行がよりしやすくなった。
- ・規則改正により「再審」「非常上訴」「憲法訴訟」手続中でも、検察総長が死刑執行停止と言わない限り執行は止まらないことになった。事実上の保護措置がなくなってしまった。死刑執行を厳格にしていくべきなのに逆に緩くしてしまった。
- ・立法院は2025年7月に児童虐待致死罪の法定刑に新たに死刑を追加してしまった。詐欺に死刑を追加する立法も通るだろう。
- ・代替刑についての草案が立法院に提出されている。2024年憲判8号以降の状況は、「憲法裁判所が死刑は合憲と言った」という点だけが広がっている。飲酒運転致死も死刑にすべきという意見が出たが、死刑にできないことをどのくらいの人分かっているのか。
- ・7名の死刑冤罪。死刑執行後だが救済手続中の人もいる。（母親の写真を示しながら）1億円以上の賠償をされてもこの母親の息子は帰ってこない。
- ・今回37名（1人執行されて残り36名）の、弁護士たちの非常上訴関連手続きをサポートした。なかなか未来が見えないが、一致して頑張りましょう。

◆錢建榮（弁護士、東吳大學法律系講師、前最高法院法官）

- 大学で教えているが死刑を支持する学生が多い。法律の学部でも人権や生命の権利が教えられていない。
- 今月20日で2024年憲判8号から1年になる。いま社会の雰囲気は全体的に憲法判決に相對している。
- 憲判8号の審理では17通の意見書が提出されたが、16通が死刑は違憲の趣旨、国民党が出した意見書1通が死刑を廃止してはいけないというもの。国民党の候補者は、「あなたを殺すかもしれない私を選んでください」と言っているようなものなのだが。
- 台北弁護士会の貢献賞を2024年憲判8号弁護団が受賞した。
- 憲法裁判所の15名の裁判官のうち3名が事件に関わったとして回避した。残り12名の裁判官のうち1名だけ死刑を違憲とする意見を書いた。
- 申立人らの4種の犯罪～殺人、強姦性交殺人、強盗殺人、身代金目的誘拐殺人～で条件付き合憲の判断がなされた。
- 裁判官全員一致決議が必要など8つの要件。個別案件が憲法に違反していないか検討する必要がある。
- 死刑に特別予防の効果がないことは判決も指摘している。しかし国民の法感情が死刑を支持している。
- 死刑が適用できるのは「直接故意」のみ。しかし概括故意でもよいのか。
- 「全面弁護権」、アメリカは全ての案件に弁護権が認められているが。強制的弁護は必要ないのか。
- 憲判8号判決は、死刑が合憲となる条件として①捜査全弁護、②第3審強制弁護、③第3審弁論、④合議は職業裁判官一致、⑤行為時違法弁識行為制限能力、⑥裁判時訴訟能力、⑦受刑能力～死刑判決の7つの要件を求めたが、これらの要件は当たり前の内容が多い。
- 多くの民意は正式に死刑必要とは言っていない。「民意」とは何か。
- 判決後、死刑囚黄に対し2025年1月執行、合憲性を判断するのは裁判官ではないのか。法務部が判断して執行してしまった。



- 2025年4月16日に死刑執行規則が改正された。裁判官ではなく検察総長が判断して停止するなら停止する。しかし法律的に止めるべき。
- 野党と立法院が極端。児童虐待致死罪で刑法を改正した。子どもを虐待したら死んでしまったという事案で、過失犯なのに死刑を法定刑に加えた。
- 終身刑導入の議論も、終身刑は死刑をなくすための措置なのに、民主国家として理性的な議論になっていない。
- 行政は生命教育、人権教育をやるべき。
- 与党・民進党が正しいことから逃げ回っていることは誤り。

◆詹森林（台湾大學法學院兼任教授、前大法官）

- 2024年憲判8号は各界不満足な結果となった。
- 死刑は、憲法が保障する生命権を侵害する。
- 2件のMRTでの殺人事件。①2014年5月21日殺人、死刑判決、すぐに執行、ところが10年後の同じ日②2024年5月21日に同じ犯罪が行われた。死刑は犯罪抑止にも貢献できていない。
- 死刑執行を待っていること自体が拷問である。
- 台湾の死刑冤罪7件、無期懲役は後戻りの機会があるが死刑は取返しがつかない、執行してしまったらどんなに謝罪しても賠償しても取り返しはつかない。
- 憲判8号判決がいう「最も厳格な手続き保障」とはいったい何なのか。
- 生命を大事にする憲法ではないのか。
- 犯罪を減らすために死刑を用いるべきでない。台湾社会は安定している。台湾で有名なのは、IT 半導体とタピオカミルクティである。そうした社会で死刑をもって安全を増やせるのか。判決を、法務部が死刑を実行するためのメダルとすべきでない。

◆高涌誠（國家人権委員會委員）

- 昨年9月の憲判8号の翌10月のフォーラムでは、判決に対して肯定的な意見もあった。判決が要求する法律を整備する必要があり、あと6年執行がなければ事実上の廃止国になると期待されていたが、判決の3か月後に執行されてしまった。PTSDになった。
- 己で己を騙して民衆を騙す。
- 来年には第4回国家審査が行われ、國家人権委員會は独立評価意見を出す必要がある。そこで、法務部を呼んで聞いたが、段階的に死刑を廃止していくという政策をどう進めていくのかについては答えられないと回答した。
- 國家人権委員會のみが政府機関の中で唯一、死刑を廃止したいと大声で言える機関である。多様な声を聴いていきたい。法務部は死刑廃止に対して既に疑問符を示している。今年、國家人権委員會の予算が減らされてしまった。國家人権委員會の活動に、少しでも賛同してもらえたら、努力を認めてもらえたら、嬉しい。

Q&A

- 死刑についてはそもそも民意調査すべきでない。民意調査をもって決定すべきではない。それでは永遠に廃止は叶わない。同性婚はどうなるのか（台湾では同性婚が合法化されたが、民意の多くは同性婚に否定的であった。）。
- 台湾のどの政府になっても国際的な助けがなければ死刑を廃止できない。

11:45

昼食*****

13:00

報告「インタビュープロジェクト：死刑囚と終身刑囚の経験」

Moderator 馮喬蘭（人本教育基金會執行長）

報告

◆Ciwang Teyra（台灣大學社會工作學系副教授）

- 「監獄インタビュー」調査の概要と経緯について説明。
- 犯罪には、家庭の影響、学校の影響、司法の影響～虐待、暴力、疎外などの背景がある。
- 長期収監による心身の苦痛、部屋の狭さ、1日30分の運動、汚い水、食事、工場などに出ることができないといった問題がある。執行までの処遇に苦痛がある。
- 更生支援の不足、十分に更正指導を受けられない問題、終わりのない絶望感が示された。
- 体調が悪くても、受診することによってマイナス点が付くことをおそれ、受診できない、心理的抵抗がある。
- 「死刑待ち現象」～精神的苦痛が高まり、劣悪な収容所の環境から、死刑を早めてほしいという人もいる。自殺の危険（未遂、既遂）がある。
- 効果を早めに出せるようにすることが大事では。より早い段階で反省、修復につながる。
- 被害者遺族に対する賠償も、工場で働けないとできない。
- 処遇原則の明確化、死刑確定者個別処遇計画が必要である。
- 死刑も無期懲役も適切な刑ではない。
- 矯正機関の過剰収容問題もある。

◆辻孝司（京都律師公會代表）

- 視察団について日本から台湾に来た弁護士として自己紹介。
- 世界の死刑廃止に向けた活動をしている人たちと時間を共有できることをうれしく思っている。
- 死刑確定者が味わう「死刑待ち状態」の過酷さについて、袴田巖さんの再審・無罪確定の事例を紹介した。



- 1 2024年憲判8号について（台湾の状況）
 - ・台湾憲法裁判所の2024年憲判8号が出たにもかかわらず、その後に死刑が執行されたことに衝撃を受け、台湾に視察に来た。
 - ・2019年の訪問時、台湾法務部は「死刑廃止を目指したいが世論が壁になっている」と説明し、日本からの視察団にも友好的であった。
 - ・2025年の訪問では、2024年憲判8号に従って死刑を適正に運用していると繰り返すのみで、態度が硬化していた。
 - ・2019年と2025年の違いに驚くと同時に、来台の意義を感じた。
- 2 日本の死刑確定者の処遇
 - ・日本には現在105名の死刑確定者がいる。平均収容期間は16年5か月である。
 - ・世界で最も古いと言われる死刑確定者（1970年確定、1931年生）が今も収容されている。
 - ・法律では、死刑確定者は「心情の安定」の名のもとに単独室で隔離され、面会も家族や弁護士に制限されている。
 - ・無期刑も事実上の終身刑であり、仮釈放は年数人しか認められない。
 - ・そのために刑務所は高齢化し、介護施設化している。
- 3 監獄インタビューと死刑廃止の意義
 - ・日本でも世論の8割以上が死刑を支持している。
 - ・しかし「代替刑があれば廃止してもよい」と考える人も一定数存在しており、強固な死刑存置派は半数程度である。
 - ・死刑囚の生活や背景を社会に伝えることが、社会に死刑制度を問い直す契機となり、世論も変わりうる。
 - ・報道が事件の残虐性・悲惨な結果ばかりを強調する中、監獄インタビュー調査は死刑廃止にとって非常に重要な意義を持つ。

【結び】

- ・オウム真理教事件の死刑執行を例に、加害者の子どもや家族までもが社会から排除される理不尽さを指摘し、死刑制度が人々を本当に幸せにしているのか、被害者遺族を幸せにしているのかを問いかけて発言を締めくくった。

◆黄宗旻（文化大學法律學系副教授）

- ・犯罪は特別なことではない。犯罪の起因要因は特定のものではなく、家庭環境、教育、社会環境、就労、医療、衛生などで抜けがあると足を踏み外し、法に抵触してしまう。そして犯罪者になったという事実がより状況を悪くする。社会のセーフティーネットでも救助が難しくなる。漏らさないということが大事。
- ・監獄の状況、ベッドの質など少し改善したが過剰収容（10万のうち263名、日本よりも相当に高い）、刑を重くしようという傾向から生じてしまっている。刑務所での介

護人数・費用に課題がある。

- ・社会に戻っても自立できない問題もある。

Q&A

- ・予防が大事。多くの社会構造のもとで社会支援があれば惨劇は起こらない。重大な犯罪が起きると多くの家庭が被害を受ける。加害者も被害者も。
- ・消極的予防～収容所に入れて出さない、死刑も同じである。積極的予防～出所した後に価値のある人生を送る、台湾の方が日本よりよいが過剰収容問題、世論を気にする当局は台湾も同じである。
- ・日本では懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に一本化された～教育・更生を充実させようという趣旨、しかしどのような教育をするのかは明確になっていない、これからである。
- ・人間は社会的な存在であり、人と関わらない単独室で更生することはない。死刑囚は社会に戻らないので更正の必要はないと考えているのだろう。
- ・日本の最高裁の立場～残虐な刑ではなく憲法違反ではない、時代が変われば評価は変わり得ると言いながら、未だに合憲と言い続けている。

14:35

休憩*****

14:40

法律研討「待死現象」

Moderator 彭仁郁（中央研究院民族所副研究員）

報告

◆Saul Lehrfreund（弁護士、英國死刑專案執行長）

- ・私にとって台湾は第二の家である。死刑の影響を受けるのは誰なのか。死刑囚の調査で各国共通しているのは教育程度が低い、司法のサイクルに何度も足を踏み入れてしまう。長年の収監、高齢化、20～30年収監など。独房の環境で、かつ、いつ執行されるかわからない中過ごす。民主的法治国家として受け入れられるものなのか。「死刑待ち現象」は台湾だけでなく世界的な現象である。
- ・人間の尊厳を損う。一名を処刑する場合、死刑待ち状態が必ず発生する。死刑待ち状態が受け入れられないとなれば、死刑も受け入れられない。日本も台湾も同様である。
- ・心理カウンセラー、精神科医による精神鑑定が必要。「死刑待ち現象」は、正式な名称ではないが、「Death Row Syndrome」うつ病、精神病・妄想・神経質・社会適応能力の退化など多様な症状を示す。
- ・原則がないまま却下されてきたが、転機となったのは欧州人権条約（第3条・拷問等の禁止）に違反しているとして1989年欧州人権裁判所が犯罪人を死刑存置国アメリカへ引き渡すことを阻止した事件。人の心身の苦痛、衝撃をもたらす、と判断された。
- ・1993年プラット&モーガンの事例は、死刑囚として長期間収容されていたところ、5年を超える収容は非人道的または品位を傷つける取扱いだとして赦免された。

- 台湾憲法の人権保障、22条（基本的人権の保障）、8条（身体の自由）、15条（生命権（生存権））～死刑待ち現象を処理できる条文あり。2024年憲判8号の機会に死刑を廃止すべきだった。死刑を残す根拠は23条（他人の自由妨害防止、社会秩序維持、公共の利益増進）。証拠がない限り、死刑を行ってはならない。
- 裁判所は、台湾の民意調査の結果8割が死刑を支持していると言い訳する。死刑を廃止した国は、民意調査で廃止すべきだとして廃止したわけではない。民意を待っては何世紀後も死刑は残るしかない。8割というが断片的、間違った情報のもとに成り立っている調査である。人権尊重する用意があるときに、死刑を廃止する準備ができているといえる。
- 憲判8号判決は矛盾している。拷問や虐待をしてはいけないと言いながら、死刑を許容している。1980年代、1990年代にも同じ過ちを犯している。死刑は、そもそもが拷問、人間の尊厳を害していると言える。



◆徐自強（死刑冤案平反者）

- 私は過去を忘れたいのだろう、台北拘置所に近づくだけで体中が痛くなる。
- 死刑確定者として収容された5年間、明日が来るか分からない日々、中にいて執行待ちの人たちの気持ちが痛いほど分かる。死刑執行待ちの間、何をしたらよいのか分からない毎日の繰り返しだった。恐怖の下での生活、冤罪なのに、悔しい、何もしていないのに死刑判決を下され、死刑を執行される可能性がある。毎日マイナス面しか考えられなかった。明日が来るか分からない、夜までもつかも分からない。看守の上司がちょっと

見に来ただけで、一言話に来ただけで、刑場に連れて行かれるかもしれないと思った。早く（死刑執行待ちの）苦痛を終わらせてほしい（死刑を執行してしまっしてほしい）とも思い、逆に、その日（執行の日）が来てほしくないとも思った。夜9時の点呼の後、ドアが開かれたら死刑が執行される。死刑が確定したとき、家族が新しい服を差し入れてくれた。夜8時になると新しい服に着替えて待っていた、ずっと待っていた。とても苦痛だった。

- 家族が来るときの心情は2種類。1つは嬉しい。2つは面会が終わるベルが鳴ったとき気持ちが切り替わる、これが家族と会える最後かもしれない。
- 何を待っているのか分からない状態は、とても辛い。狭い部屋、足には2、3キロの足枷をつけられていた。足首の皮が足枷との摩擦で破れる。毎日、足枷をきれいにする習慣があった。鉄なのですぐ錆びる。錆のつぶつぶができれば、より足がケガしやすくなる。それできれいにきれいに足枷を磨くことで足が怪我しないようにしていた。思い出だけでとても恐怖としか言えない。
- 私は冤罪だったというのがあるが、司法を信じていた。信じてしまったせいで、私は犯罪には参加していないと説明するために進んで警察に行った。それによって拘束され、有罪判決を受け、死刑判決を受け、確定した。
- 家族が信じてくれているかも分からなくなった。メディアがこれだけ言うのだから私がやってしまったのではないかとも思ってしまった。何を言っても裁判官も聞いてくれなかった。誰も信用できなくなった。毎日本当に辛い、恨みで埋め尽くされてしまった。自由になったらこうしてやろうと考えていた。ほとんど眠れなかった。眠いのに、横になって4時間くらい経たないと眠れない。同房の死刑囚は薬物に頼っていたが、私は使わなかった。
- 収監されていた時は眠るのは好きだった。夢の中で自由に外に行けるから。しかし今は逆、眠って目覚めたら実はまだ刑務所の中にいるのではとってしまう。忘れることができない日々である。

◆Ethan Hee-Seok Shin（南韓轉型正義工作小組法律研究員）

- 韓国は30年執行していない事実上の廃止国だが、57名の死刑確定者がいる。1997年12月が最後。23名の死刑が執行されたのが最後。しかしこれからもずっと死刑執行がないとは限らない。
- なぜ保守が大統領になっても死刑執行を再開しなかったのか。EUと自由貿易協定を結ぶ際の制約かもしれない。文在寅大統領は唯一死刑囚の代理人を務めたことがあり、死刑廃止に期待したが実現しなかった。
- 300名の国会議員のうち、175名が死刑廃止に同意していると示した。過半数が支持しているはずだが、死刑廃止は国会を通過していない。
- 1996年と2012年に憲法裁判所で、死刑の合憲判断が維持された。2019年の

死刑についての上訴は未だに憲法裁判所が判断していない。

- 世論の8割が死刑支持、2割の反対。世論は、私たちが重視すべき問題ではない。代替案を提案すれば5割5割になる。韓国は転換期にある。執行再開するのか、停止するのか、廃止するのか、次の一步がどう出るのか分からない。
- 韓国でも台湾と同じような死刑待ち問題の調査を予定している。課題を提言していきたい。

Q&A

- 被害者の声は全部違った。犯罪・司法関連とは何も関わりたくないという人、早く日常を過ごしたいという人もいたし、被害者は一律ではない。被害者が望むのは、この事件で何が起きたのか知りたい、尊重されたいということ。被害者遺族には、経済的にも心理的にも膨大な支援が必要である。制裁や罰が一番大事なのではなく、人生の暗い時期にどう支援するのが大事である。
- 被害者や被害者遺族の心理の研究、より社会的な保護が必要である。
- 政治家はこれ以上「民意」を盾に逃げないでほしい。台湾は自分でアジアの民主の明るい光だと言っている。考えを一致させ、社会とのコミュニケーションを頑張っていきたい。

16:05

休憩*****

16:10

講演「代替方案」

Moderator 李明洳（民間司法改革基金會副執行長）

報告

◆徐偉群（中原大學財經法律學系副教授）

- 死刑を廃止するために、代替刑は必須ではない。欧州の多くの国は、代替刑を考えずに死刑を廃止した。存在しないか、あるいは適用されていなかった無期懲役を新設・復活もすることはなかった。
- 「観察」が必要である。死刑をなくした後、最高刑は何か。より安全な社会を求めらば何が適した刑罰なのか。過度に人権を制約しないように。憲法のある国・法治社会で、人権保障、どのような刑罰制度にするのか。
- 代替刑の選択肢は大きく3つある、①有期懲役（20～30、35、40、50、60年、ノルウェーは25年）、②仮釈放付無期懲役（15、20、30年など。ドイツは15年）、③仮釈放なしの無期懲役（減刑可能、不可能）。
- 刑罰以外の保安監禁がある国もある。例えば、ドイツでは刑罰を科しても再犯防止できない場合には、懲罰ではなく予防のために収監することができる。刑罰終了後の保安管束である、ベルギーにも同様の制度がある。
- 台湾では、死刑を廃止したら仮釈放なしの無期懲役と考えられているが、仮釈放なしの

無期懲役は、死刑廃止国の3分の1の国しか採用していない。

- 台湾では最近立法院から法案修正があったが、先進国の多くは終身刑を採用していない。
- 終身刑は時間を奪い、希望を奪い、人を退化させ、社会復帰ができなくなる。終身刑は、人間の尊厳を侵害する。欧州人権裁判所は、仮釈放のない終身刑は欧州人権条約3条「拷問及び…品位を害する取り扱い」と判断。1977年のドイツ連邦憲法裁判所の判決をもとに出された。最低限の自由さえ与えないのであれば人間の尊厳を侵害する。そのことを、法務部にも伝えてきたが、総合的に判断すべきと言われてしまった。



• 終身刑は人を一生閉じ込める。より安全を求める国として無意味、無効果、予防の機能はないという研究結果がある。終身刑には正当性がなく、死刑の代替刑というのは違う。

• 国家への影響～財務負担、刑務所内の処遇に対する影響もある。

• アメリカ国家科学委員会の発表（2014年）では、刑期が長ければ長いほど社会復帰を困難にする一方で、安全指数は低いとされている。

- 台湾の現状は重刑国家ではない。暴力犯罪発生は減少の一途にあり、安全指数も世界で5位以内にある。それにもかかわらずなぜ重罰化する必要があるのか。
- 現行では有期懲役の上限は25年で十分に長い。社会をよくする明るくするのは、刑罰が厳しいかどうかに関わらない。再犯を防止するのは矯正施設における再犯防止機能である。

◆ Catherine Appleton（挪威科技大學精神衛生系及挪威聖奧拉夫斯大學醫院安全・監獄及法醫精神科研究與教育中心資深研究員）

- 30か国は死刑も無期懲役もない。
- 23か国は最高刑が無期懲役。
- 「終身刑」の定義が国ごとにさまざまである。死刑の代替刑であるべきという国もある。最低の10年で仮釈放申請できる場合も無期懲役・終身刑とされる場合もある。
- 死刑を廃止するだけでなく、今の刑罰が人の尊厳を害していないか、点検する必要がある。
- 厳罰を科して人間の尊厳を消し去ってはならないという視点が大事。

◆ AMARBAYASGALAN Chuluun（モンゴル人権委員会多国間関係局上級専門家）

- 1992年に民主化し、今の憲法を制定した。そこから死刑廃止取り組んできた。20

年かけて死刑は廃止された。

- 2012年自由権規約第2議定書を批准し、死刑廃止を立法し、死刑を廃止した。ICPRの公約を果たした。

Q&A

17:30 *****

閉会挨拶

谷力哲 | 歐洲經貿辦事處處長 (Lutz Güllner | Head of European Economic and Trade Office)

- EUは、自由、人権、民主の面で台湾をサポートしてきた。EU条約でも尊重している。
- 死刑は人の生命権、生存権を侵害する。死刑はそれらの権利を尊重しないものである。犯罪を抑止することもなく、政治的ツールとして使われることも多く、虐待や拷問のもとで生存することも大変なことである。間違った判決で死刑にすることは許されない。
- 私たちは死刑廃止の支持者・推進者である、死刑廃止を一丸となって推進していきたい。こうした国際フォーラムでさまざまな討論が行われている。国際基準を理解した上でしっかりした手順を踏む必要がある。モンゴルのゲストの方も、死刑廃止の可能性あることを示してくれた。2003年かなり多くの国家が死刑廃止を発表した。EU加盟国は死刑を廃止しなければならない。130か国が国連に同意し、全体に対して死刑廃止を謳ってきた。
- 最後は完全廃止が望ましいがこうした強烈な声を発信することが大事である。死刑は時代遅れだ。公民や社会と連携しながら推進していきたい。目標に向かって邁進していければと思う。人権計画と同じ。政府か民間かを問わず、グローバルな視点で提言し推進する。
- 本日の討論を経て新しい観点、違う観点が出てきた。新しいエネルギーを注ぐことができたら嬉しい。

17:40 閉会

(文責：成見暁子 (宮崎県弁護士会))

※辻弁護士発言部分は本人)

台湾訪問記（番外編）

京都弁護士会 死刑制度廃止検討委員会 委員 福島 至

私の台湾訪問は21年ぶり2回目である。前回訪問は、龍谷大学矯正・保護課程委員会の一員としての訪問だった。台湾行刑施設等の参観を主たる目的とし、台北看守所（拘置所）の刑場などを直接見る事ができた（詳しくは、「2004年度『矯正・保護課程』共同研究・施設参観報告」矯正講座第26号83～115頁）。このたび久しぶりに訪れた台北はかなり近代化され、街並みが綺麗になった印象を受けた。

今回の調査旅行には用務の都合で遅れて参加したため、二日目（9月11日）朝から調査に加わる事となった。公式日程の部分は本報告書に十分記載されているので、それ以外の点について少し触れておきたい。

全ての公式日程が終了した9月12日（金）夕方からは、非公式な（？）夕食の集まりを企画した。これは、私の知人である林政佑(Lin Cheng-Yu)先生にお願いして、あまり外国人旅行者が行かない庶民的なお店を探してもらい（林先生には、龍谷大学近隣の鳳麟のようなお店でとお願いしていた）、そこで夕食をとることにしたのである。自由行動時間帯ではあったが、全員が参加したので、囱らずも打ち上げ食事会の様相となった。お願いした通りそこは大衆的なお店で、ビールは自ら冷蔵庫から出し、自ら栓を開け、ピクニック用のプラスチック・カップで飲むようなところであった。しかし、料理は美味しくかつとても安価で、皆さんにはリラックスして楽しんでいただけたようだ。それが終わった後は、マンゴーかき氷屋さんで2次会を行った。



さて、林政佑先生である。林先生は、京都大学大学院法学研究科博士課程を修了した若き研究者である。京都には4年半ほど住んでいたことがある。専門は東アジア法制史、法思想史、法社会学、刑事政策で幅広く、現在は台湾輔仁大学副教授である。主著に『帝国日本の監獄行政 - 植民地台湾と朝鮮』（京都大学学術出版会、2025年）があるほか、“Death Penalty in Modern Japan (1865-1945):Evolving Execution Practices and Their Societal Impact,” *OMEGA - Journal of Death and Dying*:2025などの

論文がある。林先生は、私が関わっている龍谷大学團藤文庫プロジェクトの共同研究メンバーでもある。

今回の訪問にあたり、私の個人的関心は團藤重光『死刑廃止論』(有斐閣、第6版は2000年)が今なお台湾において影響力を持っているのかを調査することにあつた。この点については、辻先生に無理をお願いして台北弁護士会や法務部における質問の一つに入れてもらったが、あいにく時間がなく訪問後の夕食会における隣席の人からの聞き取りにとどまった。そこで、林政佑先生から提供された情報を、以下簡単にまとめておく。

團藤『死刑廃止論』の中国語版は1997年に出版されている。台湾では、いまでも『死刑廃止論』の影響は強く存在している。たとえば、台湾の修士・博士論文検索システムで死刑に関する論文を検索すると69件が該当するが、そのうち『死刑廃止論』を引用しているものは25件あつた。また、2015年に市民団体と元大法官が主催して行われた「模擬憲法法廷」では死刑は違憲であると判断されたが、そこで提出された協同意見書の中で



『死刑廃止論』が比較法の参考資料として引用されていた。さらに、現在憲法裁判所の大法官である許志雄氏は、大法官候補時に死刑廃止に賛成するかどうかが問われた際に、團藤重光の死刑廃止の理念に言及して死刑廃止を支持する立場を表明したという。これらの事実からは、團藤の死刑に関する見解は台湾の論文や出版物に頻繁に引用されているのみならず、現在でも台湾の法律家の死刑廃止の主張の参考にされていることがわかる。いまでも一定の影響力を有していると言えよう。

台湾の弁護士さんと話をしていた際に、日本が死刑廃止をすれば台湾もすぐ死刑を廃止することになるであろうと言われた。團藤理論が現在も一定の影響力を持っているだけではなく、日本の法制度の変革が台湾に影響を与えているのは間違いない(国民法官制度の導入は、日本の裁判員制度に倣ったものと言う)。死刑廃止については日本が良い手本にはなっていないが、交流を深めながら一緒に歩みを進めていきたいと思う。

(福島 至)

(寄稿)

九弁連から参加させていただきました

九州弁護士会連合会 死刑制度廃止検討委員会委員
宮崎県弁護士会 会員

成見 暁子

九州弁護士会連合会（九弁連）は、2012年に死刑廃止を検討する連絡協議会を設置し、2020年度から死刑制度廃止検討委員会へ組織を発展拡充し、管内でシンポジウムや勉強会を地道に開催してきました。そして2018年の宮崎会を皮切りに、死刑制度は廃止すべきであるとの立場を明らかにする総会決議の採択を重ねてきました（2020年福岡会、2022年沖縄会、2023年長崎会、熊本会、2025年佐賀会、鹿児島会～管内8会のうち7会）。いよいよ本年10月24日開催予定の九弁連定期大会（宮崎）で「死刑制度の廃止を求める決議」を上げることを目指して準備を重ねていたところ、京都弁護士会死刑制度廃止検討委員会で台湾調査に行くこと聞き及んだ当委員長が当委員会として急遽同行を申込み、九弁連理事会で通訳費用の分担も無事に承認され、蓋を開ければ私が一人九弁連を代表して参加させていただくこととなりました。

昨年9月に憲法裁判所が死刑を厳しい条件付きで合憲と判断した後に、まさかの1名死刑執行とまさかの死刑追加法改正、法務部の微妙な後退など、死刑をめぐる司法も立法も行政も市民社会も激動真っ只中の台湾を体感でき、とても貴重な視察となりました。

いずれも自由と民主主義を標榜しながら、死刑を支持する世論が8割にのぼり死刑の執行を続ける似たような状況の日本と台湾。他方、国連加盟国ではない特殊な地位にある台湾では、憲法裁判所や国家人権委員会が設置され、積極的に国際交流が行われ、良くも悪くも死刑が選挙のテーマに持ち出され、（元）裁判官や若い学生らが政治にも死刑をめぐる議論にも積極的に参加していました。そんな台湾で困難に立ち向かい死刑廃止に取り組む人々の熱意とパワーに大いに刺激を受けるとともに、「台湾は日本を見ている。日本で一日も早く死刑が廃止されることを願っている」と大きな期待を寄せられて、特にアジアにおける死刑廃止に向けた連携の可能性や重要性を実感し、ますますモチベーションが上がることとなりました。

京都弁護士会のみなさま、通訳と視察全般のアレンジをいただいた李怡修さん、大変充実した楽しい視察をありがとうございました。この報告書が完成する頃には、2025年度九弁連定期大会で「死刑制度の廃止を求める決議」が無事に採択されているものと思いますが、今後とも引き続き九弁連と有意義な交流を続けていただけたらと願います。

(寄稿)

台湾を訪れて

京都新聞社 伊藤 恵

1943～45年に京都地方裁判所検事局に勤めた王育霖という人物について、今年初めに記事を書いた。日本統治時代、台湾出身者として初めて日本の検察官になった人で、息子の克雄さんが昨年、伝記の日本語訳出版を機に京都で記者会見をされた。しかし、王が誰なのか、後に犠牲となった台湾の二二八事件とは何なのか、私も他の記者もほとんど知らなかった。台湾史の入門書などを頼りに記事を書いた。

今回の死刑制度の視察が終わった翌日に、台北市の二二八和平公園と二二八紀念館を訪れた。日本の敗戦後に実権を握った国民党軍が47年、市民を弾圧した一連の事件は、法曹7人も犠牲になった。台湾に戻り検察官や言論活動をしていた王は軍に連行され行方不明となり、殺害されたと考えられている。

民主化後に台湾政府が謝罪し、犠牲者の追悼が行われている。広大な和平公園の真ん中に立派な追悼碑があり、紀念館には王育霖の遺品や、桐紋が入った法服姿の写真が展示されていた。視察でお世話になった李怡修さん、林政佑さんも当然のように知っていた。縁の深い日本・京都の司法記者があまりにも事件を知らず、息子さんは会見でがっかりしていたのではないか。台湾の空気に触れ、王の人物像がよりクリアに見えたのと同時に、今更ながら申し訳ない気持ちになった。

息子さんの本には、京都時代の王が、「阿深」という愛称の青年の死刑回避に尽力したエピソードがある。貧しい台湾人留学生で、借金を巡って古本屋の女性店主を殴って死なせた。戦時中の厳罰化も影響し、殺人罪で死刑判決を受ける可能性があった。王は事件の担当者ではなかったが、青年を不憫に思い、担当の検察官を含む周囲の法曹関係者に嘆願して回った。45年8月の日本の敗戦から翌年に王が台湾に帰還するまでの混乱期のことだった。妻が家財道具の処分について相談しても「阿深のことがあるから手伝えない」とそっけない返事をするくらい、活動に力を入れた。詳しい経緯は読み取れないが、阿深は死刑を免れた。

死刑回避に奔走した検察官が80年前にいたことは意外だった。王が死刑制度自体をどう考えていたかは分からないし、日本を離れる直前の特殊な状況だから可能だったのかも。同胞を放っておけない、という純粋な感情も大きく働いたのではないかと思う。

現代の台湾と日本では8割を超える人が死刑肯定派とされ、気まぐれのように執行が発表される。袴田巖さんや台湾の徐自強さんのような冤罪被害者の苦難が伝えられても、死刑制度の議論にはつながっていない。特に日本の場合、さまざまな人が指摘しているように、考える前提となる情報が少なすぎる、という思いを今回の視察でも強くした。「罪に見合う刑罰を引き受けて当然」と考えたとして、その刑が本当はどういうものなのか誰も

知らない。執行の様子、関わる人の負担、「死刑待ち」の過酷さなどを知らないまま過ごすことができる。目を背けたくなる内容だとしても、知らないままでよいはずはない。自分たちが選び、維持している制度なのだから。記者、国民としてできることを今後も考えたい。

視察に同行する貴重な機会をいただいた。堀和幸委員長はじめ、先生方の懐の深さと、コーディネートしてくださった李さんの細やかな気配りに心より感謝申し上げます。

(京都新聞社 伊藤 恵)

台湾視察を終えて

京都弁護士会 死刑制度廃止検討委員会副委員長 辻 孝司

台湾も揺れている。簡単にはいかない——。
今回の台湾視察を通じて、そのことを強く感じた。

私たちは2019年に台湾の死刑廃止の状況を初めて調査した。当時、台湾政府法務部で政務次官（副大臣）が「段階的ではあるが死刑廃止を目指す」と誇らしげに明言したことに、大きな驚きを覚えた。法務部がそこまで明確に死刑廃止方針を掲げているとは知らず、私たちは目を開かされる思いであった。

しかし、その後状況は変わった。2024年9月、憲法裁判所は死刑を条件付き合憲と判断する2024年憲判8号を下し、2025年1月には1名の死刑が執行された。この事実と「段階的死刑廃止方針」とは整合するのか。これを確かめたいというのが、今回の視察の最大の目的であった。

2024年憲判8号をどう評価するかについては、日本でも意見が割れていたが、台湾でも同様だった。「実質的に死刑を廃止した」と見る立場がある一方で、「死刑にお墨付きを与えた」と批判する意見もあった。死刑廃止に取り組む台湾の人々にとっても、評価は容易ではなかったようだ。

ところが、その直後に死刑が執行され、法務部は死刑執行規則を改正して、より容易に執行できる体制を整えてしまった。こうした流れを受け、死刑廃止派は衝撃を受け、2024年憲判8号への評価は厳しいものへと固まっていった。また、ある事件を契機に厳罰化の世論が高まり、児童虐待致死罪の法定刑に死刑が加えられるという法改正も行われた。死刑存置国の多くが死刑の適用範囲を縮小している中で、この法改正は極めて衝撃的であった。さらに現在、立法院では死刑廃止とは直接関係なく「終身刑新設」の議論も始まっている。台湾死刑廃止連盟の林代表は、現在が死刑廃止運動にとって最も厳しい局面だと述べていた。

こうした変化の背景には、台湾の政治情勢がある。台湾は二大政党制で、親中国の立場をとる国民党と、欧米諸国に親和的な民進党が対立している。現在の総統（大統領）は民進党だが、立法院（国会）では国民党が多数を占め、ねじれ現象による激しい対立が顕在化している。基本的に民進党はリベラルで死刑廃止を志向し、国民党は保守で死刑存置を支持する。台湾政治における最大の政治テーマは中国との関係ではあるが、死刑支持が8割

にのぼる世論を背景に、国民党は死刑廃止方針を民進党への攻撃材料としている。そのため、民進党も正面から死刑廃止を訴えにくくなり、結果として執行や厳罰化が進んでしまったのではないかと考えられる。

今回の視察で出会った国家人権委員会、台北弁護士会、台湾死刑廃止連盟、東アジアフォーラムの人々は皆、現状を嘆き、憤っていた。しかし、ただ嘆くだけではなかった。新たな取り組みも始まっている。今回の東アジアフォーラムもその一歩であった。死刑廃止国となったモンゴル、事実上の廃止国である韓国、死刑を存置・執行している台湾と日本、そしてEUからも仲間が集まり、憲判8号判決の評価・分析、死刑確定者へのインタビュー調査や処遇、執行待ちの恐怖、代替刑など多角的な報告が行われた。各国に共通する課題も見出された。特筆すべきは、多数の大学生を含む若者の参加である。登壇者に熱心に質問をするのは大学生であった。私たちは参加できなかったが、翌日からは2日間のコースフォーラムも開催された。多くの若者を巻き込んだ台湾の死刑廃止運動は、未来への希望を強く感じさせた。

私たちも、今回の視察で落胆してばかりではいけない。逆風の中でも決して諦めず、若い世代とともに、より意欲的な活動を続ける台湾に負けないよう努力していきたい。よく似た状況にある台湾と日本は、これからも情報交換し、連携協力し、どちらが先に死刑を廃止できるかを競っていきたいと感じた。

最後に、今回の視察をコーディネートし、通訳をはじめ多大なご支援をいただいた李怡修氏をはじめ通訳者の皆様、国家人権委員会・台北弁護士会・台湾死刑廃止連盟の皆様、困難な立場にありながらも面談に応じてくださった台湾政府法務部の皆様、法務部との面談を実現してくださった国立台湾大学法律学院の林超駿教授、国立政治大学の林超琦副教授、そして東アジアフォーラムで出会ったすべての皆様に、心より感謝申し上げたい。ありがとうございました。深謝。

(辻 孝司)



発行：京都弁護士会

京都市中京区富小路通丸太町下ル

電話 075-231-2378